

(案)

提 言

学術の総合的发展をめざして —人文・社会科学からの提言—



平成29年（2017年）〇月〇日

日 本 学 術 会 議

第一部

人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会

この提言は、日本学術会議の第一部人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会の審議結果を第一部拡大役員会の協力をえて取りまとめ公表するものである。

日本学術会議 第一部 人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会

委員長	佐藤 学	(連携会員)	学習院大学文学部教授
副委員長	恒吉 僚子	(第一部会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
幹事	窪田 幸子	(第一部会員)	神戸大学大学院国際文化学研究科教授
幹事	三成 美保	(第一部会員)	奈良女子大学副学長・研究院生活環境科学系教授
委員	井野瀬久美恵	(第一部会員)	甲南大学文学部教授
	岩本 康志	(第一部会員)	東京大学大学院経済学研究科教授
	上林 憲雄	(第一部会員)	神戸大学大学院経営学研究科教授
	木部 暢子	(第一部会員)	人間文化研究機構国立国語学研究所副所長
	久留島 典子	(第一部会員)	東京大学副学長・史料編纂所教授
	小松 久男	(第一部会員)	東京外国語大学大学院総合国際学研究院特任教授
	杉田 敦	(第一部会員)	法政大学法学部教授
	戸田山 和久	(第一部会員)	名古屋大学大学院情報科学研究科教授
	友枝 敏雄	(第一部会員)	大阪大学大学院人間科学研究科教授
	仲 真紀子	(第一部会員)	北海道大学大学院文学研究科教授
	小森田 秋夫	(連携会員)	神奈川大学法学部教授

日本学術会議 第一部 拡大役員会

第一部部長	杉田 敦	(第一部会員)	法政大学法学部教授
第一部副部長	三成 美保	(第一部会員)	奈良女子大学副学長・研究院生活環境科学系教授
第一部幹事	小松 久男	(第一部会員)	東京外国語大学大学院総合国際学研究院特任教授
第一部幹事	藤原 聖子	(第一部会員)	東京大学大学院人文社会系研究科准教授
日本学術会議副会長	井野瀬久美恵	(第一部会員)	甲南大学文学部教授
言語・文学委員会委員長	梶 茂樹	(第一部会員)	京都産業大学共通教育推進機構客員教授
哲学委員会委員長	戸田山 和久	(第一部会員)	名古屋大学大学院情報科学研究科教授
心理学・教育学委員会委員長	金子 元久	(第一部会員)	筑波大学大学研究センター教授
社会学委員会委員長	遠藤 薫	(第一部会員)	学習院大学法学部教授
史学委員会委員長	久保 亨	(第一部会員)	信州大学人文学部教授
地域研究委員会委員長	宮崎 恒二	(第一部会員)	東京外国語大学特命事項担当室・教授
法学委員会委員長	松本 恒雄	(第一部会員)	独立行政法人国民生活センター理事長
政治学委員会委員長	河田 潤一	(第一部会員)	神戸学院大学法学部教授
経済学委員会委員長	矢野 誠	(第一部会員)	京都大学経済研究所教授
経営学委員会委員長	川本 明人	(第一部会員)	広島修道大学商学部教授

提言及び参考資料の作成にあたり、以下の方々に御協力いただきました。

青木 玲子 （特任連携会員） 公正取引委員会委員

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務局	井上 示恩	参事官（審議第一担当）
	渡邊 浩充	参事官（審議第一担当）付参事官補佐（平成 28 年 12 月まで）
	齋藤 實寿	参事官（審議第一担当）付参事官補佐（平成 29 年 1 月から）
	金西 由香利	参事官（審議第一担当）付専門職付（平成 28 年 9 月まで）
	砂山 文香	参事官（審議第一担当）付専門職付（平成 28 年 10 月から）

1 本提言の背景——人文・社会科学から見える学術の危機

国立大学法人に対する平成 27 年（2015 年）6 月 8 日の文部科学大臣通知（以下、「6. 8 通知」）を受け、日本学術会議は 2 度にわたって幹事会声明を公表した。これらの 2 つの幹事会声明を継承し、かつ日本学術会議がこれまでに発出した原則や指針とも関連させながら、本提言では、日本の学術が直面する諸状況、解決すべき喫緊の課題を整理し、学術振興のために人文・社会科学が果たすべき役割と課題を検討した。

人文・社会科学には、時間と空間の視座を組み合わせ、多様なアプローチを駆使して諸価値を批判的に検証するという特質がある。学術の発展のためには、とりわけ中長期的な社会的要請に応えるためには、人文・社会科学のこの特質を活かすことが欠かせない。人文・社会科学と自然科学の双方が協働して学術の危機を克服し、人類が直面する諸問題の解決にあたらねばならない。

2 本提言の位置づけ——2001 年声明と 2010 年提言の継承と発展

平成 23 年（2011 年）の東日本大震災と福島第一原発事故は、科学・技術のコントロールには学術の総合的考察が不可欠であることを再認識させた。この年に始まった日本学術会議第 22 期（平成 23 年 10 月～平成 26 年 9 月）は、福島第一原発事故がもたらした深刻な諸問題の解決と復興課題に組織をあげて取り組んだ。この経験をふまえ、本提言は、21 世紀に入って日本学術会議が発出した 2 つの意思（声明および提言）「21 世紀における人文・社会科学の役割とその重要性」[2001 年声明] 及び「日本の展望——人文・社会科学からの提言」[2010 年提言] を継承・発展させつつ、改めて人文・社会科学が果たすべき役割と課題を論じ、その実現のための要点を 5 つにまとめた。

3 学術の総合的発展のために——人文・社会科学からの提案

(1) 大学予算と研究資金のあり方を見直す

1990 年代半ば以降、日本の高等教育政策は、基盤的経費から競争的資金へと研究資金の比重を移してきた。「期間限定の研究プロジェクトへの支援」という性格が強い競争的資金では、中長期にわたる教育・研究基盤の脆弱化を防ぐことはできない。中長期的なスパンで研究成果を捉えることが多い人文・社会科学を発展させ、その特質を活かすためには、安定的経費が不可欠である。また、変化の激しい現代世界に対応するには、人文・社会科学においても、たとえば、データベースの構築、資料電子化の基盤整備、共同利用体制の計画的推進など、中長期的な視野に立つ「大型」経費が必要である。一方、安定的経費の削減は、とりわけ地方国立大学に深刻な打撃を与えている。地方における文化継承・社会問題分析の専門家集団として、地方国立大学の人文・社会科学系学部・学科が果たしてきた役割や将来の可能性に十分配慮した人員配置と予算措置を国が講じることが望まれる。

(2) 研究の質向上の視点から評価指標を再構築する

人文・社会科学領域での研究の質向上をはかるには、研究の多様性、文献への依存度の高さ、「スロー・サイエンス性」といった人文・社会科学の特性を考慮した評価や資金配分が策定されるべきである。そのためには、人文・社会科学の側でも、研究成果の公開・共有・可視性の向上をはかり、分野の特性に応じた評価指標を確立させるべく努力しなければならない。

(3) 教育の質向上と若者の未来を見据えて高等教育政策の改善を進める

グローバル化に対応するには、人類の多様な歴史や文化を踏まえ、豊かなコミュニケーション力を養うという人文・社会科学的素養が不可欠である。また、人文・社会科学の学修は、論理的・批判的にものを考え、それを適切な表現で伝えるという「市民」としての基礎的能力を育む。その汎用的能力は自然科学系学生にとっても不可欠なものであり、18歳選挙権により、高等教育以前においてもその重要性は高まりつつある。国際社会では、大学院修了レベルの専門的職業人の役割がますます高まっている。とりわけ教員教育のグローバル・スタンダードが修士レベルへと移行した現在、現職教員に対する再教育の機能を拡充する必要がある。若者の未来には、国公立の大学全体に目配りした政策が必要であり、私立大学で学ぶ学生の比率が高い人文・社会科学系の実り豊かな学修には、学生の経済負担を軽減する奨学金制度の充実が急務である。

(4) 若手研究者と女性研究者の支援を本格化させる

常勤ポストの任期付ポストへの転換、及び非常勤ポストの削減は、若手研究者を脅かす深刻な問題となっている。低賃金の非常勤講師に依存する大学経営のあり方を自明視せず、克服すべき構造的問題ととらえて、常勤ポストの確保や非常勤講師の待遇改善に努める必要がある。人文・社会科学系における女性研究者比率は、自然科学系に比べると高い。その結果として、女性研究者に対する支援は自然科学系に偏りがちであり、人文・社会科学系の女性研究者が直面している問題が見えづらくなっている。今後は、全体的・包括的な女性研究者支援策をいっそう強化するべきであり、とりわけ、職階格差の解消と学協会役員の女性比率の上昇をはからねばならない。

(5) 総合的学術政策の構築をはかる

日本では、人文・社会科学を含む学術全体を視野に入れた国の総合的政策は存在しない。しかし、21世紀社会では「科学技術基本法に基づく科学技術の推進」ではおさまらない多くの問題が発生し、それらを議論する必要があることは明らかである。人文・社会科学の振興は、学術全体の総合的かつ調和的な発展を展望して政策化されるべきである。今後、日本における学術の現状と課題を事実に基づいて解明し、広く国民と共有するために、人文・社会科学と自然科学を含め、学術の全領域に渡る「学術白書（仮称）」の作成が必要である。それとともに、学術会議を中心として「学術基本法（仮称）」の制定に向けた検討を進めることが望ましいと考える。

目 次

1	本提言の背景——人文・社会科学から見える学術の危機	1
(1)	「6. 8通知」を問い直す	1
(2)	学術における人文・社会科学の役割	1
(3)	人文・社会科学の特質を活かした学術の発展	2
(4)	応えるべき「社会的要請」	4
2	本提言の位置づけ——2001 年声明と 2010 年提言の継承と発展	5
3	学術の総合的発展のために——人文・社会科学からの提案	7
(1)	大学予算と研究資金のあり方を見直す	7
①	安定的経費の重要性——持続的研究を促す基盤的経費の確保	7
②	「大型」経費の必要性——総合的学術基盤の構築	8
③	地方国立大学の人文・社会科学系学部・学科の意義	9
(2)	研究の質向上の視点から評価指標を再構築する	11
①	研究の質の向上	11
②	研究成果の公開・共有・可視性の向上	11
③	分野の特性に応じた評価指標の確立	12
(3)	教育の質向上と若者の未来を見据えて高等教育政策の改善を進める	13
①	グローバル化への対応	13
②	社会に開かれた学士課程教育	14
③	高度専門職業人の養成	15
④	私立大学に対する教育支援の必要性	16
(4)	若手研究者と女性研究者の支援を本格化させる	17
①	若手研究者に対する支援	17
②	女性研究者に対する支援	18
(5)	総合的学術政策の構築をはかる	19
①	「学術白書（仮称）」の作成・公表	19
②	科学技術基本法と「学術基本法（仮称）」による総合的学術政策の推進	19
	<別表>	21
	<参考資料> 1～4	26

1 本提言の背景——人文・社会科学から見える学術の危機

(1) 「6. 8通知」を問い直す

国立大学法人に対する平成 27 年（2015 年）6 月 8 日の文部科学大臣通知（以下、「6. 8 通知」）は、日本社会に大きな衝撃を与えたのみならず、国際社会でもさまざまな反響を呼び起こした。人文・社会科学系学部・大学院に対する組織見直しの視点として、「組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換」と明記されていたからである。

「6. 8 通知」は、直接的には国立大学の教育・研究のあり方に関わる通知である。通知の文言とほぼ同一の内容はその 1 年ほど前に公表されていた。それにもかかわらず、「6. 8 通知」が各方面で予想外の、その多くは批判的な反響を引き起こした背景には、ここ十数年間の科学・技術政策と大学政策の負の側面が、人文・社会科学の置かれた状況に端的に現われているとの共通認識があった。それゆえに、人文・社会科学の側から学術の危機を問い直し、人文・社会科学の研究・教育がいかなる貢献をなしうるのかについて明らかにすることには重要な意義がある。

「6. 8 通知」を受け、日本学術会議は、人文・社会科学、生命科学、理学・工学を網羅した日本の科学者を代表する機関として、二度にわたって見解（幹事会声明¹）を公表した。本提言では、この 2 つの幹事会声明を継承し、かつ日本学術会議がこれまでに発出した原則や指針とも関連させながら、日本の学術が直面する諸状況、解決すべき喫緊の課題を整理し、そのなかに人文・社会科学の教育と研究を置き直すことを試みた。そのうえで、人文・社会科学に求められる役割、それを果たすための環境整備等を見直し、そこから日本における学術のあり方全体を展望して、具体的な解決策を提示するものである。

(2) 学術における人文・社会科学の役割

人類が展開する「学知」（学問的知）において、「人文学」とは、人間および人間が生み出す文化や思想を対象とするものの総体である。「社会科学」は、人間が常に集団性を帯びた社会的存在であることを前提として、人間集団の内的関係ないし集団間の相互的な関係を解明する学知である。両者は、広く人間を対象とするものとして、相互に密接な関係を保ってきた。と同時に、自然科学系の学知とも、学術を構成する不可欠な要素として、相互依存的ないし相互補完的な関係にある。

歴史的に見れば、人文・社会科学と自然科学は、もともと「リベラル・アーツ²」として一体をなしていた。両者の分離が進んだのは、工業化以降の近代社会、特に 19 世紀後半以降である。自然科学の各分野において専門分化が進んだ結果、とりわけ具体的な技

¹ 日本学術会議幹事会声明「これからの大学のあり方—特に教員養成・人文社会科学系のあり方—に関する議論に寄せて」（平成 27 年[2015 年] 7 月 23 日）、日本学術会議幹事会声明「人文・社会科学系のあり方に関する声明への賛同・支援への謝意と大学改革のための国民的合意形成に向けての提案」（平成 27 年[2015 年]10 月 15 日）。

² 「リベラル・アーツ」とは、歴史的には、古代ギリシアに起源をもつ「自由学芸 7 科（自由 7 科）」をさす。「7 科」は、おもに言語に関わる「3 学」（文法・修辞学・弁証法[論理学]）と、おもに数学に関わる「4 科」（算術・幾何・天文・音楽）から構成された。哲学は、これら 7 科の上に位置し、全体を統括するものとされた。中世～近世ヨーロッパの大学では、神・法・医という専門学部の下に哲学部（学芸学部）がおかれ、ここで基礎的な教養科目として自由 7 科が教えられたのである。

術を開発する工学分野において、人文・社会科学との距離が広がる傾向があった³。

しかしながら、現在の人類が直面しているさまざまな課題を一瞥しただけでも、諸科学間の連携の必要性は明白である。地球的な視野での解決が求められる環境問題、人工知能（AI）など情報技術の開発と深く関わる労働の変化や軍事利用の問題、あるいは、遺伝子操作等を含む生命倫理の問題は、その典型例といえよう。

自然科学の発展は、人類に大きな恩恵をもたらす反面、時として制御困難なエネルギーや回復不可能な地球環境破壊を引き起こしてきた。伝統的に人文・社会科学は、自然科学の発展に「人間性」や「社会システム」の視点からの問い直しを迫ってきたが、今後この役目はますます重要になっていくと考えられる。他方、人口問題や環境問題にあらわれているように、いわゆる先進国と発展途上国とでは利害関心も配慮のありようも異なっており、「共に生きる」ために、人類は、多様・多層的なディレンマと向き合わなければならない。人文・社会科学には、課題の問い直しや持続可能な体制づくりをはじめとして、多くの責任が課され、期待が託されているのである。

(3) 人文・社会科学の特質を活かした学術の発展

総合的な学術の発展のために、人文・社会科学はその特質を活かして積極的に貢献すべきである。活かすべき人文・社会科学の特質を以下整理しておきたい。

① 「歴史（時間）」と「比較（空間）」の視座を活かす

人文・社会科学は、人間および人間が生み出す文化、そして社会的な存在としての人間の相互関係を対象とする。したがって、「歴史（時間）」と「比較（空間）」の2つは、思考を深める基本的かつ本質的な視座である。自然環境を含むさまざまな条件の下で、人類はどのような問題に直面し、それにどう立ち向かってきたのか。どのような学問分野においても、時間軸と空間軸を交差させて初めて、われわれは現在の立ち位置を確認し、未来に向けて踏み出すべき一步を構想することができるのである。

② 「価値」を批判的に考察し、「人類共通の価値」を鍛え上げる

人文・社会科学はまた、「価値」についての考察を深めるところに大きな特質がある。世界人権宣言（昭和23[1948]年）が定める通り、すべての人は、「生命、自由及び身体の安全に対する権利」（第3条）を有し、「科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利」（第27条）を有する。「自由・平等・安全・幸福追求」は人類が到達した普遍的人権とされるが、この権利が保障されるまでには価値観の対立をめぐって血なまぐさい抗争が何度も生じた。今日でも、女性の人権やLGBTI（いわゆる性的少数者）・少数民族の権利保障をめぐっては、国際社会で価値観の厳しい対立がある。

重要なのは、ある時点、ある社会において主流とされる価値観を当然視するのでは

³ 実際には、工学は、科学・技術を社会にどう実装するかという問題意識と無縁ではありえず、逆に社会科学もまた工学的な知見にふれることなしには、さまざまな社会問題を解決しえない。宇宙の構造や物質の本質を探究する理学と人文・社会科学（たとえば哲学）も、相互に交流することなしに真に学問的な跳躍を遂げることはできない。

なく、時間軸と空間軸を交差させてそれを位置づけ、批判的に吟味しながら、「人間の尊厳」や「平和」といった「人類共通の価値」を不断に鍛え上げることである。それは、人文・社会科学にとって最も重要な作業であり、それ以外の学知との連携点でもある。

③ 多様なアプローチを駆使する

自然科学と同様に、人文・社会科学の性格も一様ではない。人間と社会についての原理的考察を行ない、その認識を深化させることを目的とする基礎研究的・分析的な性格のものもあれば、問題解決を目的とする応用科学的な性格のものもある。問題解決を目的とする場合でも、個々の問題に対して明確かつ具体的な解決策を提供しようとする、いわば「工学的」（設計的）役割をもつものもあれば、提示された問題や課題そのものを問い直して問題を再設定したり、短期的には効果的に見える解決策の問題点や負の側面を指摘したりする「啓発的」役割をもつものもある。こうしたアプローチの多様性もまた、人文・社会科学の特質であり、他の学知に応用可能な視点だと考えられる。

④ 「グローバル・ナショナル・ローカル」という3つの局面を対等に見据える

人・資金・情報が国境を越えて活発に移動するグローバル化が進む現在、学術にも、それぞれの国や地域を超えて、人類に共通する諸課題に取り組むことが求められている。そのプロセスでは、異なる文化を背景に持つ人びとの多様性を互いに理解し、尊重することが何よりも必要である⁴。

その一方で、グローバル化は、地域紛争の激化、貧富の格差拡大といった深刻な問題を惹き起こしている。また、世界規模で急速に文化を均質化し、特定文化の価値基準に諸価値を一元化し、長い歴史を通して育まれてきた多様で多元的な文化や価値観を軽視・無視する危険性を孕んでいる。人文・社会科学の知の関与なくして、このような状況のもとで生起する問題の解決は不可能である。

グローバルな知の交流を促進しつつ、近代以降の世界に生まれたナショナルな性格とバランスをとり、ナショナルなものによる抑圧が危惧されるローカルなものや視座にも留意し、ジェンダー・バイアス等に基づく排除をいかに克服するかは、21世紀社会に共通する課題である。欧米中心主義・日本中心主義・東アジア中心主義的な発想をいずれも克服して相対化し、「グローバル・ナショナル・ローカル」という3つにまたがるアイデンティティを持つ「市民的な主体」を形成することは、学術の国際協力の要でもある。

⑤ 言語の意義を理解して国際的発信を豊かなものにする

人間と社会の営みのほとんどは、固有の歴史的・文化的背景をもった言語によって媒介されている。英語が学術の共通語として重要な位置を占めつつあることは事実で

⁴ たとえば、地球温暖化は人類の生存基盤としての地球環境の深刻な危機として人類に共通した課題であるが、先進国と発展途上国との間には、課題に対する認識と利害の大きな相違が存在する。

あるが、それが過度に強調されることの問題性もまた看過すべきではない。研究分野に応じて他の言語（たとえば、研究対象の文化・社会で使われる言語）が相互理解の共通語となることがありうるし、異言語間の翻訳という作業が他の文化・社会を理解するための独自の価値をもつ営みともなる。目配りのきいた国際的発信が求められている。

(4) 応えるべき「社会的要請」

「6. 8 通知」は、人文・社会科学系学部・大学院の「社会的要請の高い分野への転換」を求めた。そこには、国立大学だけにはとどまらない、より一般的に問われるべき問題がある。学術と大学は、もとより「社会の中にあつて、社会によって支えられるもの」である。その限りでは、広い意味で「社会的要請」に応えることが求められるのは当然である。問題は、「社会的要請」とは何か、それにどのように応えるのか、そして、それらについて誰が、どのように決めるべきなのか、ということである。

たとえば、日本経済団体連合会は、「6. 8 通知」に言及した文書（平成 27 年[2015 年] 9 月 9 日公表）において、大学では専門分野の知識、留学などの諸体験を通じた異文化・社会の多様性理解と並んで、「理工系専攻でも人文社会科学を含む幅広い分野の科目を学ぶことや、人文社会科学系専攻であっても、先端技術に深い関心を持ち、理数系の基礎的知識を身につけることも必要である」⁵と指摘した。この指摘に示されている「社会的要請」とは、教育と研究をつうじて「目には見えにくくても、長期的な視野に立って知を継承し、多様性を支え、創造性の基盤を養うという役割を果たす」（日本学術会議幹事会声明⁶）ことに他ならない。

したがって、問題は、「社会的要請」に無関心になることでもなければ、目前の要請に受け身で対応することでもない。どのような「社会的要請」にどのように応えるのかについて、学術に携わる者と大学等組織が、自らの責任において判断し、その判断を社会に対して説明することこそが求められているのである⁷。

以上をふまえると、「社会的要請」に応えるために人文・社会科学に従事する研究者、大学等の研究機関、さらには学協会に求められているのは、以下の3つだと考える。

- (i) 伝統的に形成された専門分野の枠内に安住することなく、それらが有する意味と魅力について、幅広い人びとにあらゆる機会をとらえて語り、示すこと。
- (ii) 人文・社会科学だからこそ取り組むことのできる大きなテーマを共有し、教育・研究の場において実践すること⁸。

⁵ 日本経済団体連合会「国立大学改革に関する考え方」（平成 27 年[2015 年] 9 月 9 日）。

⁶ 前掲注 1（日本学術会議幹事会声明「これからの大学のあり方—特に教員養成・人文社会科学系のあり方—に関する議論に寄せて」）。

⁷ 「社会的要請」には、解決を求められている具体的な課題に対する「具体的な解」を求めるものもあれば、そのような課題が生まれる歴史的・社会的背景や長期的見とおしについての「理解への手がかり」を求めるものもある。現代が「先の見えない世界」であるならばなおさらのこと、社会はたえず変化するのであり、したがって社会的要請もまた変化する。そうであるとすれば、目前にあるあれこれの社会的要請そのものに批判的な眼で省察を加えることもまた、人文・社会科学ならではの役割である。

⁸ たとえば、日本学術会議が平成 22 年（2010 年）に発出した「（提言）日本の展望—人文・社会科学からの提言」は、少

(iii) とくに大学において、このような実践にふさわしい学修内容、教育研究組織のあり方を主体的に検討すること。

この3つを実践するためには、何よりも学術と社会との良好な関係が構築されなければならない。それには、社会の側における「学術リテラシー」の形成とあい携える必要がある。しかし、現実の日本社会では、事実と論理にもとづく冷静な議論が軽視され、実りあるコミュニケーションの成立を困難にするような言語の貧困化なども認められる。政策決定者による専門的知見の軽視や便宜的・選択的な利用にも看過できないものがある。社会は学術のあり方やその営みについての良き批判者とならなければならないが、学術もまた、自らをふり返りつつ、同時に社会の「学術リテラシー」の現状についての良き批判者でなければならないであろう。それが、民主主義の健全さを維持するための不可欠の条件である。

2 本提言の位置づけ——2001 年声明と 2010 年提言の継承と発展

本提言は、21 世紀に入って日本学術会議が発出した 2 つの意思（声明と提言）をもとにしている。1 つは、21 世紀最初の年に出された「21 世紀における人文・社会科学の役割とその重要性——科学技術の新しいとらえ方、そして日本の新しい社会・文化システムを目指して⁹」という声明（以下、2001 年声明）であり、もう 1 つは、日本学術会議が総力を挙げて取り組んだ「日本の展望」プロジェクトの一環として出された「日本の展望——人文・社会科学からの提言」¹⁰（以下、2010 年提言）である。

2001 年声明は、日本の学術における人文・社会科学の役割と責務の重要性を強調する一方、人文・社会科学が「国の政策においてその役割にふさわしい位置付けが行われていないこと」を厳しく批判した。そして、「学術の統合・融合を通じて、科学技術と社会との望ましい関係をきり拓くことができるという文明的展望を、内外に発信しなければならない」と指摘した。と同時に、同声明は、人文・社会科学が、「科学技術の『負の効果』について科学のもたらした問題として共同の責任を負おうとはしなかった」ことや、「既成の領域に安住して、現実が提起する課題に即した領域の機動的な組み替えに消極的であった」ことを「反省点」とし、「既存の学術研究団体の体質改善」、「成果の確認とその検証について内外の社会との双方向的交信」、「（教育における）学術の統合と融合を目指す抜本的な発想の転換と新しい組織の追求の必要性」を課題として掲げた¹¹。

その 10 年後、2010 年提言は、「人類の生存基盤としての地球環境の深刻な危機に直面して、自然と人間の間関係を根本的に再考する」とともに、「人類の生存条件と人類の福祉の劣

子高齢化やグローバル化に直面する社会の総合設計、人類社会の持続可能性の構想と発展への貢献、社会的・文化的な多様性の根ざす人間の尊厳と主体的な自由の追求、ジェンダー研究の開く可能性、日本社会の市民的な教養の形成などのテーマを明示しているが、これらの課題は現在その重要性を確実に増している。

⁹ 日本学術会議「（声明）21 世紀における人文・社会科学の役割とその重要性——『科学技術』の新しいとらえ方、そして新しい社会・文化システムを目指して」（平成 13 年[2001 年] 4 月）。

¹⁰ 日本の展望委員会人文・社会科学作業分科会「（提言）日本の展望——人文・社会科学からの提言」（平成 22 年[2010 年] 4 月）。

¹¹ 「2001 年声明」10-11 頁。

悪化をもたらす悪しき循環を断ちきり、新たな関係を作り出すための人類の統合的な知的活動」の先頭に立つことこそが、人文・社会科学の役割であると主張した。そのような役割を果たすためにも、「科学技術」概念から除外されている「人文・社会科学」を加えた、より広い「学術」概念を国の政策の中心に位置づけることを求めた。さらに同提言は、「人文・社会科学はどのような発展を目指すか」と題して7つの目標を掲げたうえで「機能する民主主義」の実現や「世界史的人間主体」の育成などを提言している¹²。

2010年提言発出の翌年（平成23[2011]年）に起こった東日本大震災と福島第一原発事故は、巨大化した科学・技術のコントロールが「科学・技術そのものから導き出せるものではない」ことを思い知らせた。そのコントロールには、「人類社会の未来を展望する理念（例えば、「持続可能性」）の創出を含んだ総合的学術的考察」が必要であり、さらにいえば「人文・社会科学の知見とジャーナリズムの批判的機能を媒介にした市民による科学・技術のコントロール」が不可欠である¹³。第22期（平成23年[2011年]10月～平成26年[2014年]9月）は、福島第一原発事故以降に露わになった問題解決と復興の模索に多くの時間を費やした。

このような第22期の経験を踏まえた上で、本提言は、「学術の統合・融合」（2001年声明）及び「統合的な知的活動」（2010年提言）の提唱を受け継ぎ、わが国における学術の総合的発展のために人文・社会科学が果たすべき役割と課題を改めて明らかにしようとするものである。以下3では、学術の総合的発展に向けて取り組むべき課題を人文・社会科学の立場から5つ提案した。（1）大学予算と研究資金のあり方の見直し、（2）研究の質向上と評価指標の再構築、（3）教育の質向上と高等教育政策の改善、（4）若手研究者と女性研究者への支援、（5）総合的学術政策の構築、である。国、大学や研究機関、諸学協会、個々の研究者は、互いに連携協力しつつ、これらの課題に積極的に取り組むことが求められる。

¹² 「2010年提言」19-26頁。「2010年提言」に掲げられた7つの目標は、以下のとおりである。①社会のシナリオの総合設計を舵取りする、②人類社会の持続可能性の発展に貢献する、③社会的・文化的多様性に根ざす人間の尊厳と主体的自由を追究する、④人々の多様性の承認を求めてジェンダー研究を推進する、⑤日本社会の市民的教養を形成する、⑥方法としての対話とネットワークの形成を目指す、⑦人文・社会科学を発展させる総合的学術政策を作り出す。

¹³ 「2010年提言」5頁。

3 学術の総合的发展のために——人文・社会科学からの提案

(1) 大学予算と研究資金のあり方を見直す

① 安定的経費の重要性——持続的研究を促す基盤的経費の確保

1990年代半ば以降、日本の高等教育政策は、基盤的経費（国立大学の運営費交付金や私立大学の経常費補助金）から競争的資金へと研究資金の比重を移してきた。競争的環境の創出によって研究の促進を意図するこの政策のもとで、国立大学における運営費交付金や私立大学等への助成金が漸次的に削減され、それが大学の教育・研究基盤を不安定なものとし、自然科学領域においても基礎研究の困難やパフォーマンスの低下を招いていることは広く指摘されている¹⁴。人文・社会科学領域においても、人件費の削減にともなって教員ポストが削減され、後任の不補充や任期つき雇用への切り替えが進行している。学術雑誌をはじめとする基礎的研究環境の維持経費も削減され、教育・研究に大きな打撃を与えている。

科学研究費補助金をはじめとする競争的資金自体には重要な役割がある。しかし、「期間限定の研究プロジェクトへの支援」という性格が強い競争的資金では、長期にわたる教育・研究基盤の脆弱化を防ぐことはできない。人文・社会科学系の場合、研究者のほとんどが大学に所属しており、科研費以外の外部資金を得る可能性が相対的に限定されている。大学における基盤的経費の削減と競争的資金・寄付金への依存度の上昇がこのまま推進されるならば、人文・社会科学の研究全般が深刻な危機に陥ることになりかねない。

基盤的経費の重視は、既存の学問分野構成や研究環境を単に「保守」することを意味するわけではない。学問分野構成は、教育の充実や学術の発展という観点から不断に見直されねばならず、研究環境の確保のためにはデジタル技術など新たな技術的可能性への適応を視野に入れる必要がある。しかし、そのような見直しや適応は、中長期的な視点に立ち、学協会の動向もふまえ、大学の主体的・自律的な熟慮にもとづいて行なわれるべきである。国が、予算配分と評価を梃子として短期的な視点から組織改編を性急に促すことには慎重でなければならない¹⁵。そのためにも税金を財源とする安定的経費を確保する必要性は高い。しかし、現在のように国家財政逼迫の状況下では、安定的経費の確保を自明視することはむずかしい。大学・研究機関は、税金を財源とする安定的経費の必要性を訴えるだけでなく、学術的成果や社会的貢献をわかりやすく発信することを通じて、財源確保の必要性について国民の理解を得なければならない。

¹⁴ たとえば最近の例として、「国立大学法人理学院長会議声明—未来への投資—」（平成28年[2016年]10月31日）を参照。ここでも、運営費交付金の削減が、教員ポストの減少のみならず、基礎研究の基盤をつきくずしていることに警鐘を鳴らしている。問題は、文理の別なく深刻化しているのである。「科学技術・学術審議会学術分科会長声明」（平成28年[2016年]11月17日）も参照。

¹⁵ 「国立大学法人17大学人文系学部長会議共同声明」（平成27年[2015年]10月9日）も参照。

② 「大型」経費の必要性—総合的学術基盤の構築

人文・社会科学の学術研究予算は、自然科学の約3分の1である¹⁶（別表1）。学術の各分野へのどのような配分が適正であるかについては、科学者コミュニティと配分機関による、経済学的方法などを含めた多角的検討が必要であるが、少なくとも「人文・社会科学の研究には多額の経費を必要とするものはない」という誤解は解いておかねばならない。なぜなら、変化の激しい現代世界に対応するには、人文・社会科学においても、中長期的な視野に立って、あるいは「グローバル・ナショナル・ローカル」という3つの局面を見据えて、一定の「大型」経費が必要だからである¹⁷。持続的な社会調査や地域研究の実施、グローバル化への対応、研究成果の海外発信、ビッグデータの蓄積、データベースの構築などには「大型」経費が欠かせない。

これらの調査やデータは、自然科学を含めた総合的学術基盤構築の基礎をなすものであり、学術全体の発展にとって不可欠である。日本における学術基盤の構築は、欧米はもとより、他の東アジア諸国と比べても大きく立ち遅れている。このことを直視し、文理の境界を超えて国内外の研究者が広く利用可能な総合的学術基盤を構築することを、科学者コミュニティの合意をふまえた国の政策として位置づけるべきである。

総合的学術基盤構築のために「大型」経費の予算措置が検討されるべき代表的領域としては、ア) データベースの構築、イ) 資料電子化の基盤整備、ウ) 共同利用体制の計画的推進がある。

ア データベースの構築

歴史資料・公文書・調査データなどのデータベースの構築は、人文・社会科学の新たな展開にとって不可欠であるばかりか、国際的な共同研究の基盤形成にも必要である¹⁸。また、インターネット時代の到来に応じて、データベースは希望する者のだれもがアクセス可能なものにしなければならない¹⁹。文系としては初めての大型プロジェクトである「日本語の歴史的典籍データベース」などの有意義なデータベース化の取り組みはあるが²⁰、今後は、学協会や諸大学がこうした取り組みに積極的に協力しつつ、未着手の機関や課題を残す領域に対して梃子入れをはからねばなら

¹⁶ 総務省「平成27年科学技術調査結果の概要」（平成27年[2015年]12月15日）を参照。

¹⁷ 日本学術会議「大型研究計画マスタープラン」の「人文・社会科学分野」では、4つのプロジェクトが採択されている。日本学術会議科学者委員会学術の大型研究計画検討分科会「学術の大型施設計画・大規模研究計画マスタープラン2011（報告）」の参考資料4参照。

¹⁸ たとえば、中国研究では、すでに260万冊以上の中国語文献がデジタル化され、中国、アメリカなどの主な図書館や大学で学生、研究者が自由に利用できる環境が整備されているのに対し、日本では直接にはこれにアクセスすることができない。日本学術会議日言語・文学委員会・哲学委員会・史学委員会・地域研究委員会合同アジア研究・対アジア関係に関する分科会「人文的アジア研究の振興に関する提言」（平成26年[2014年]7月10日）を参照。

¹⁹ たとえば、欧米では、公文書館は歴史家のためのものから国民のためのものへと変貌しつつある。小原由美子「社会における新しい公文書館像を構築する試み—諸外国の国立公文書館の取り組み—」『アーカイブス』19号、2005年。

²⁰ 「日本語の歴史的典籍データベース」の構築では、今後の成果が期待されているが、その対象は著作権が切れた歴史的典籍画像に限定されており、書簡などの文書や記録・金石文・地図・絵画史料等、多様な諸資料が除かれている点、テキストデータベース構築の必要性など、諸課題が指摘されている。国文学研究資料館「日本語の歴史的典籍の国際共同研究ネットワーク構築計画（略称：歴史的典籍NW事業）」<https://www.nijl.ac.jp/pages/cijproject/> 「（特集）日本語の歴史的典籍データベースと研究の未来」『学術の動向』Vol. 21（2016年）No. 6をも参照。

ない。そのためには、国立国会図書館・国立公文書館・国立情報学研究所などの国家的諸機関及び地方の公文書館や図書館、大学及び研究機関、学協会など、人文・社会科学系の科学者コミュニティが結集して大規模かつ長期的なプロジェクトを組織する必要がある。

イ 資料電子化の基盤整備

学会誌のウェブ公開は、科学技術振興機構が提供する総合電子ジャーナルプラットフォーム（J-Stage）に切り替わっている。人文・社会科学系学協会にもまた積極的な公開の努力が求められているが、これを円滑に進めるには電子媒体化への支援や配慮も必要である。さらに、図書・報告書・図画・映像などの資料も、人文・社会科学系の研究にとって重要な役割を果たしている。著作権等に配慮しつつ、これらの資料の電子化を体系的に進め、学術の基盤整備を行う必要がある。

ウ 共同利用体制の計画的推進

最近では、基盤的経費の削減や外国語学術雑誌の高騰などから、教育研究に不可欠の基本的な図書・雑誌の持続的な整備が危うくなっている大学も少なくない。とくに図書予算が限られている小規模大学では事態は深刻である。近年増加しつつある電子資料コレクションはいずれも高額なため、欧米では大学図書館コンソーシアムが中心となり、国の財政支援を得つつ、全国レベルで体系的な導入を進めている。日本でも取り組みが始まっているが、いまだ整備すべきコレクションが数多く残されているのが実情である（別表2）。

③ 地方国立大学の人文・社会科学系学部・学科の意義

「6. 8 通知」を受けて、国立大学法人 17 大学人文系学部長会議が共同声明を発表した²¹（平成 27 年[2015 年]10 月 9 日）。そこでは、「人文社会科学の学問は社会の基盤形成に寄与するものであり、教育研究における人文社会科学の軽視は、わが国における人的基盤を根底から揺るがしかねない。また、全国的な高等教育の機会均等の観点からも、地方国立大学の存在意義は大きい」と述べられ、「組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換」を迫ることに対して強い抗議の姿勢が示された。その上で、共同声明は、「文部科学省は、人文社会科学の存在意義を踏まえ、一律に人文社会科学系学部・大学院の改革を迫るのではなく、それぞれの大学の特性に応じて柔軟に支援していくことを強く要望する」とした。

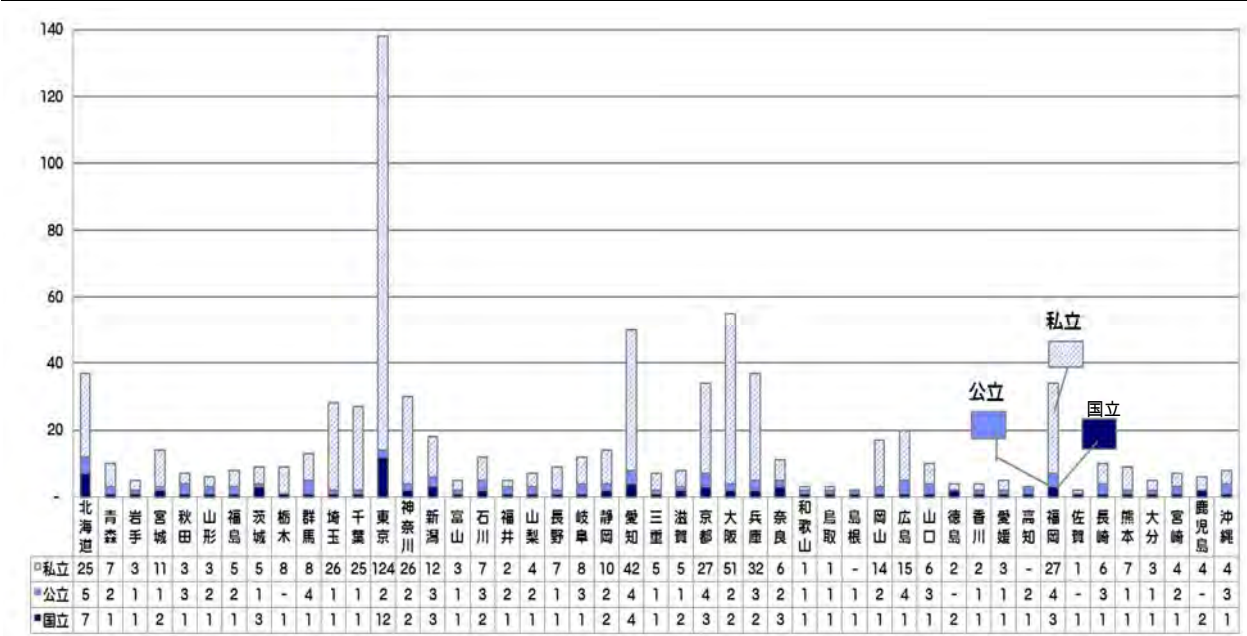
同声明にもある通り、地方国立大学の存在意義の 1 つは、国民の教育機会均等にある。それにもかかわらず、いまや教育・研究の双方で大都市圏と地方の格差が急速に拡大している。地方には大学が少なく（表 1）、人文・社会科学系の研究・教育・社会貢献について代替となる選択肢が乏しい。学問的体系を損なうような人員不補充や予

²¹ 巻末参考資料 3 を参照。

算削減は、学生の学ぶ権利を大きく侵害することになる。また、地域の文化財や伝統芸能の保存、郷土史研究の発展のみならず、地元経済の活性化や地域ブランド力の向上に関して、地方国立大学の人文・社会科学系研究者に期待されている役割はきわめて大きい。生涯学習の場でも人文・社会科学に対するニーズは高い（別表3）。地方における文化継承・社会問題分析の専門集団として地方国立大学の人文・社会科学系学部・学科が果たしてきた役割を再確認し、将来の発展可能性を損なわないような人員配置と予算措置を国が行うことが望まれる。

「6. 8 通知」を待つまでもなく、この数年、地方国立大学の人文・社会科学系学部・学科は大きな岐路に立たされてきた²²。NHK の調査（平成 27[2015]年 7 月）によると、人文・社会科学系の学部がある国立大学 42 校のうち、「再編して新たな学部などを設ける」が 11 校、「具体的な内容は未定だが、再編を検討する」が 8 校、「定員を減らす学部などがある」が 6 校、「教育目標を明確にした」が 3 校、「国の方針を踏まえたものではないが、再編を盛り込んだ」が 7 校であった²³。再編の方向性として、グローバル系学部や学際系学部への改組や地方創生への特化が目立ち、なかには、文系定員を減らして理系に振り替えるなどの措置がとられたケースもある。時代のニーズにあわせた改組・再編は必要であり、有益である。しかし、改組当初に一部の大学で定員割れが生じたように、現在多くの大学で起こっている改組・再編が本当に「社会的要請」に適ったものであるのかどうかについては、国の側でも慎重な検討・評価を行うことが求められる。

【表 1】 各都道府県における大学数とその設置形態（平成 28 年度[2016 年度]）
 （出典）平成 28 年度「学校基本調査」より作成



²² 平成 16 年（2004 年）の法人化以後、国立大学法人は、6 年ごとの中期目標・中期計画の策定が義務づけられた。「改革本格化期」とされた「第 2 期中期目標・中期計画」（平成 22 年[2010 年]～平成 27 年[2015 年]）の総括を踏まえ、自己改革が求められる第 3 期（平成 28 年[2016 年]～平成 33 年[2021 年]）の始動にあたり、多くの大学が改組・再編を行った。

²³ NHK ニュースによる調査結果報道（平成 27 年[2015 年] 7 月 19 日）。

(2) 研究の質向上の視点から評価指標を再構築する

① 研究の質の向上

人文・社会科学における伝統的な研究スタイルは、資料を集め、読み、思索し、執筆し、発表するという研究プロセスの全体を基本的に個人で行なうという、分散的で「自営業」的な性格を帯びている。共同研究の成果も、個人別の業績の集積という形をとることが多い。他方で、近年では、大型の研究プロジェクトのもとで研究補助者を含む多数の研究者がチームを形成し、共同で実証的なデータを蓄積し、研究成果も共著で公表することを特徴とする自然科学に類似したスタイルをとる分野も徐々に増えてきている。

このように、多様な研究のあり方が存在することをふまえると、人文・社会科学の振興にあたって、学術政策を策定する国と各研究機関・研究者のそれぞれが、とくに以下の3点に留意する必要がある。

- (i) 国は、重点部門を選択して資金を集中的に投入する「選択と集中」よりも、規模は小さくても安定的な資金を幅広く供給することを重視し、人文・社会科学研究の多様性を支えるべきである。
- (ii) 人文・社会科学では、独創的な研究成果をあげるために必要とされる時間が相対的に長い（「スロー・サイエンス」性）。国は、人文・社会科学のこのような特性を考慮した評価や資金配分のあり方を策定するべきである。他方で、人文・社会科学系の研究者は、「スロー・サイエンス性」を口実に研究成果を積極的に生み出す努力を怠ることのないようにしなければならない。
- (iii) 人文・社会科学系の研究機関は、国内外の学術雑誌などをはじめとする基礎的文獻へのアクセスを保障するとともに、最新の資料だけでなく、過去の資料やデータ、研究史的意義のある文獻を保存・蓄積し、分散した研究者がそれらを利用することのできる仕組みを構築するべきである。

② 研究成果の公開・共有・可視性の向上

研究動向のレビューの発信や学術誌の公開をさらに進め、人文・社会科学の研究成果を共有できる環境を整備すべきである。人文・社会科学は、その学知の意味を広く公開することによって初めて、社会の理解と支持を得ることができるからである。

研究の細分化が進行するなか、自然科学分野と同じく、人文・社会科学の分野においても隣接分野の研究動向や成果を知り、領域横断的に研究全体を俯瞰して展望を得る必要性はますます高まっている。とくに今日では、オンライン利用の可否が、論文の公開・共有・可視性に大きな影響を与える要因のひとつとなっているからである。しかし、オンライン化の状況は分野により大きく異なっており、自然科学分野に比べて、人文・社会科学分野では基盤整備が遅れており、いまだに多くの論文が紙媒体でしか閲覧できないのが現状である²⁴。人文・社会科学系には会費によって運営されてい

²⁴ たとえば、平成14年（2002年）から平成25年（2013年）に日本の学協会誌に掲載された論文約120万本のうち、7割以上は何らかの形でオンライン入手が可能と考えられている。そのうち物理学や生物学などのいわゆる自然科学系分

る学会誌が多く、ただちに完全なオープン・アクセスに移行することは困難であるかもしれないが、刊行後一定期間が過ぎた後にウェブ上で公開することは可能である。また、学内の研究・教育成果のオープン化を推進する機関リポジトリを学協会誌掲載論文の発信窓口として活用することも、論文の可視化の視点からは有意義である²⁵。

③ 分野の特性に応じた評価指標の確立

人文・社会科学の特性に応じた客観的な評価指標（評価基準・評価方法）を構築し、学術全体の質的向上を図るべきである。人文・社会科学においては、分野ごとに研究成果の評価基準や評価方法が異なり、一律の基準を用いることは公正を欠く²⁶。今後速やかに、客観的・合理的な評価指標の確立に向けて、日本学術会議と学協会が協力して取り組まねばならない²⁷。科学者の合意を踏まえた評価指標を確立したうえで、それらの評価指標が研究予算や競争的資金の配分適正に反映されることが望ましい。そのさい考慮されるべきは、以下の2点である。

第1に、人文・社会科学系では、研究成果の発表手段として著書がもつ意味がきわめて大きいことを考慮しなければならない。人文・社会科学系では、より大きな領域を俯瞰し、総合的な学知を構築することが内外の学術コミュニティにおいて非常に高く評価される。短い論文を逐次発表するのではなく、数年に一冊といった形で学術書を公刊することは、優れた研究者の一般的な研究スタイルであり、その事情は海外においてもほぼ同様である。その結果として、人文・社会科学は、出版文化の活況に量的に貢献してきた。書籍出版数のうち、人文・社会科学系の占める割合は高く、社会科学・文学・芸術が三大ジャンルをなしている（別表4）。量が多いということは、人文・社会科学が日本における出版文化の質を維持する責務を負っていることを意味する。それが、水準の高い人文・社会科学系学術書の公刊が待たれる所以であり、実際に優れた学術書が多く出版されてきた。査読付の雑誌論文と異なり、著書には質保証がないとの見方が一部でなされることもあるが、日本では、学術書の公刊自体がすでに厳しい競争の結果であることが多い²⁸。たとえば、科学研究費の出版助成や学界における高い評価なしには著書の公刊が不可能であることによって、実質的に著書に対する質

野のオンライン提供率が7～8割強にのぼるのに対し、社会科学では51.5%、人文学では43.7%にとどまっているなど、分野間の差異が大きいとされる。佐藤翔ほか「日本の学協会誌掲載論文のオンライン入手環境」『情報管理』58巻12号、平成28年（2016年）、908-918頁を参照。

²⁵ この前提として、論文著者が、所属大学のリポジトリに掲載論文を登録・オープン化することを認める方針を学協会として策定し、広く公開することが推奨される。なお、筑波大学附属図書館が中心となって、学協会著作権データベース（SCPJ）を構築している。平成28年（2016年）6月9日現在、SCPJに2,612の学協会の方針が登録されており、そのうち1,022の学協会が条件付きも含めて掲載論文を機関リポジトリに蓄積し、公開することを認めている。

²⁶ たとえば、経済学や心理学などでは国際比較が可能な統計データを使い、国際的ジャーナルに英語で研究成果を発信することが一般化している。また、自然地理学と人文地理学、人類学と文化人類学など、自然科学と人文学との境界が流動的な研究分野でも、しばしば自然科学と同様の評価基準が適用されている。地域研究や環境研究では、学際的研究はすでに自明でもある。他方、日本文化に関わる語学（日本文学・日本史・日本美術史など）や日本社会の諸現象を分析する諸科学（実定法学など）では、研究は一般に日本語で行われる。

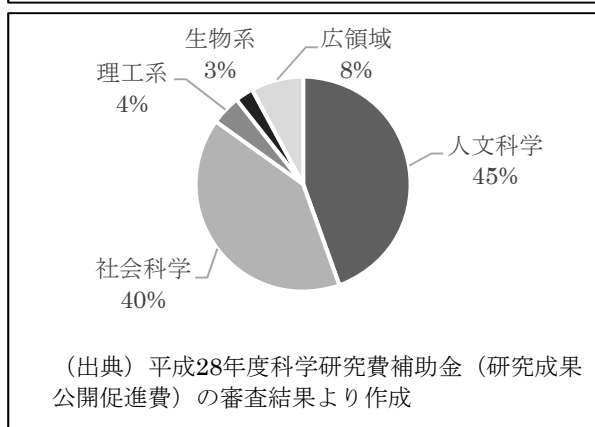
²⁷ 人文・社会科学における評価指標の確立は、日本学術会議第一部の今後の重要課題として取り組むべきである。

²⁸ 科研費出版助成を受けた出版物の学術的価値の高さについては、橘宗吾「科研費出版助成と学術出版— 大学出版部を中心に」WEB 大学出版 79 号を参照。

保証がなされていると言えるのである（表2）。

第2に、英語論文の本数にもとづく一律の評価指標は、人文・社会科学の評価には本質的になじまない。今日、競争的資金の獲得をはじめとする研究評価のさまざまな場面で、しばしば英語雑誌論文の掲載本数等に偏った基準が一律に適用され、さまざまな矛盾を生んでいる。人文・社会科学の場合、研究分野によっては、それぞれの言語圏内部での研究の交流・蓄積が必要とされている。また、研究発表をまず英語で行う分野であっても、当該領域全体の知見を体系的に提示する著書を日本語で発信することによって国民の期待に応える責務を果たしている。

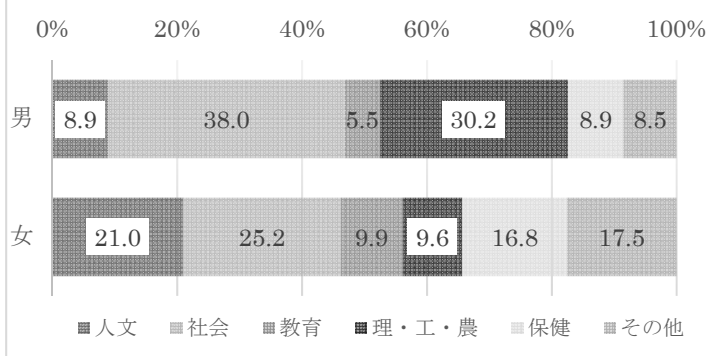
【表2】平成28年度科研費「研究成果公開促進」のうち学術図書の選定比率



（3）教育の質向上と若者の未来を見据えて高等教育政策の改善を進める

人文・社会科学系に対する興味関心には男女で差があるが、それでも日本の大学生は男女ともに全体の5割近く（教育分野の文系を含むと5割以上）が人文・社会科学系に属している（表3）。人文・社会科学系の教育は日本の大学教育と社会との間の最も大きな接点となっている。このような若者の興味関心にどのように応え教育の質保証をはかるかについて、以下の5つの課題に沿って提言する。

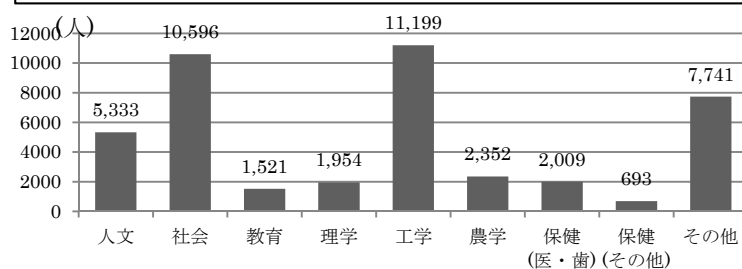
【表3】大学・専攻分野別学生分布（平成28年度[2015年度]）（出典）平成28年度「学校基本調査」より作成



① グローバル化への対応

グローバル化の真の意味は、国際社会と日本の社会、職場あるいは地域、そしてそれらと個人の生活とが、相互に無関係ではいられないという現実にある。そのような視点に立って、人類の多様な歴史や文化を踏まえ、民族や

【表4】大学院への外国人学生の受け入れ状況（平成27年度[2015年度]）



（出典）平成27年度「学校基本調査」より作成

宗教などの多様性を尊重しつつ豊かなコミュニケーションを行う力を養うことがすべての若者に求められている。とくに以下の2点で、人文・社会科学の教育がはたすべき役割は大きい。

第1に、人文・社会科学の高度な水準を維持・発展させることは、留学生増加に大きく寄与する。近年、日本社会の国際化の欠如を打開する課題の一環として、大学の国際化が強く求められ、「留学生30万人計画」「グローバル30」「スーパーグローバル大学」などのプログラムが推進されてきた。この状況下で、人文・社会科学への外国人学生の関心は高く、人文・社会科学は工学とならんで多くの留学生を受け入れてきた実績がある（表4）。

第2に、人文・社会科学は、言葉の問題にとどまらない、真の意味でのグローバル化に貢献する研究・教育を提供してきたし、今後もそうであり続ける必要がある。「グローバル化するわち英語化」ではないからである。もちろん、グローバルなコミュニケーション手段の一つとして英語が果たす役割は否定できない。しかし、1-(3)-⑤で指摘したように、人間と社会の営みのほとんどは、固有の歴史的・文化的背景をもった言語によって媒介されている。今日でも英語以外を母語とする人口は多く、たとえば、中国語10億人、スペイン語4億人、アラビア語2億人にのぼる。また、大卒職業人に対する調査によれば、実際には英語を通常の職務で「よく使う」とする割合は全体の約1割にすぎない²⁹。職場での英語の必要性のみを論ずるのであれば、それはごく一部の学生の問題にすぎないことになる³⁰。むしろ、大学における語学教育では、学生に多様な言語を習得する機会や母語である日本語を意識する機会が保障されるべきである。

② 社会に開かれた学士課程教育

従来、とくに人文・社会科学系の大学教育と卒業後の就職先・その職種との距離は大きかった。企業は、大学での履修科目や成績にほとんど関心を示さず、「伸びしろ」といった抽象的な特性や、出身校などの外面的基準により新規学卒者の採用を決めてきた。その一方で、若者をとりまく現状をみると、グローバル化の進展、産業・職業構造の変化、長期雇用環境の動揺といった社会動向のなか、就職環境の不安定化は歴然としている。この状況に対処すべく、職業教育の役割を強調し、「手に職をつける」スキルアップを重視する傾向もあるが、過度の実務的能力偏重は禍根を残すだけであろう。若い時期に身につけるべき基礎的・汎用的能力や幅広い教養がなおざりにされるならば、職業の流動性が高く専門的知識の陳腐化が激しい現代において、むしろ職業との乖離を生む可能性が高いからである。

人文・社会科学の学修は、人間と社会のあり方への深い洞察力を育み、多面的な考

²⁹ 東京大学大学院教育学研究科大学系政策研究センター『大卒職業人調査』平成15年（2007年）を参照。

³⁰ さらに、英語教育における英語の道具化の問題については、日本学術会議言語・文学委員会文化の邂逅と言語分科会「(提言)ことばに対する能動的態度を育てる取り組み—初等中等教育における英語教育の発展のために—」(平成28年[2016年]11月4日)を参照。

察を通じて柔軟な発想力を培う。論理的思考力や文章力、口頭でのコミュニケーション能力などの汎用的能力の育成にも、人文・社会科学の学修は欠かせない。多様な価値観がせめぎあう現代社会にあつては、人文・社会科学系の学生はもとより、自然科学系の学生にもこのような能力が求められている。とりわけ、高度専門職業人には、文理の境界を超えた対話能力をもつことが大いに期待されている。

社会一般に説明しうる論理と根拠に基づいた学士教育課程の創造と実践に取り組むべく、日本学術会議は「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」を分野ごとに公表している³¹。そこで体系的に示された諸能力・素養が職業人に意味あるものとなっているかどうかの検証は残された課題である。今後は「参照基準」をも参考にして、学協会や諸大学が共通あるいは独自の教材をつくり、ウェブ上で公開するなど、教育の質改善に積極的に貢献するよう努めるべきである。

また、教育の質向上には、大学教員が、人間形成途上における高校段階の固有の役割や今日の 18 歳前後の若者が抱えている諸問題を深く理解することも欠かせない。そのためには、高大連携を積極的かつ多様に進め、大学教員と高校関係者との双方向的な対話を強めることが必要である。そのような高大連携は、18 歳選挙権の成立により、高校生をグローバル社会に生きる豊かな歴史＝社会認識をもった能動的市民として育てるうえでも望まれている³²。

③ 高度専門職業人の養成

人文・社会科学分野における大学院修了者の進路は、とくに博士課程においては、大学教員の職にほぼ限られてきた。しかし、少なくとも修士課程については、博士課程への進学だけではなく、学術と社会とをつなぐさまざまな専門的職業人³³としての道に結びつけ、大学院生のキャリアパスを拡充することが、研究に取り組もうとする若い意欲を支えるために不可欠である（別表 5）。

国際社会では、公的・民間を問わず、大学院修了レベルの専門性を備えていることがますます求められており、この点で国内外のギャップは大きい（表 5）。それを克服するには、社会の知的土壌を豊かにする専門的職業人の役割を社会に向けて説明し、その方向に日本社会が認識を変えていくような改革が求められている。

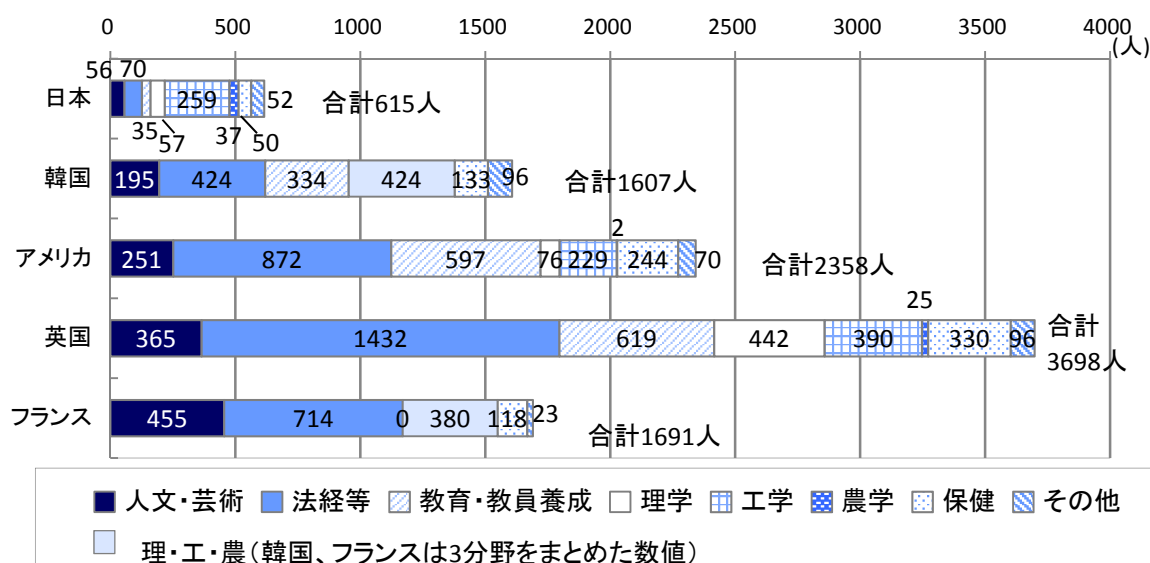
³¹ 「分野別参照基準」とは、「大学設置基準」や大学評価に関する「認証評価制度」とは異なり、文部科学省ではなく日本学術会議が独自に策定したあらたな基準である。各大学でその分野に関わる専門教育・教養教育のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの設定に際して参照されること、また大学で学ぶことの意義を、社会（とくに受験生、雇用主）に広く理解してもらうことを念頭に策定されている。「各大学で」「参照される」と記したが、各大学は参照基準をなぞるようにしてこれに従うことを求められているのではなく、自立性をもって独自の教育課程を編成し、教育改善を自主的にはかることが望まれている。

³² 日本学術会議心理学・教育学委員会・市民性の涵養という観点から高校の社会科教育の在り方を考える分科会「(提言) 18 歳を市民に—市民性の涵養をめざす高等学校公民科の改革」(平成 28 年[2016 年] 5 月)。日本学術会議史学委員会高校歴史教育に関する分科会「(提言)『歴史総合』に期待されるもの」(平成 28 年[2016 年] 5 月 16 日)、同政治学委員会「高等学校新設科目『公共』にむけて——政治学からの提言」(平成 29 年[2017 年])をも参照。

³³ たとえば、国家公務員や地方公務員の学術・文化政策担当者、図書館司書や博物館・美術館の学芸員など（「日本の展望—人文・社会科学からの提言」）。

さらに、教員教育のグローバル・スタンダードが修士レベルへと移行した現在、日本の初等・中等教育教員の教育歴は、世界の中でも著しく低いレベルに転落しており、教員教育の学部レベルから大学院レベルへの高度化は喫緊の課題である。今後、初等・中等教育において世界トップレベルの水準を維持するためには、教育系大学院を中心としてすべての大学院専攻において、教員として在職したまま知識、技術の教育を施す現職教育の機能を拡充する必要がある³⁴。

【表 5】人口 100 万人あたりの修士号取得者数（2010 年）

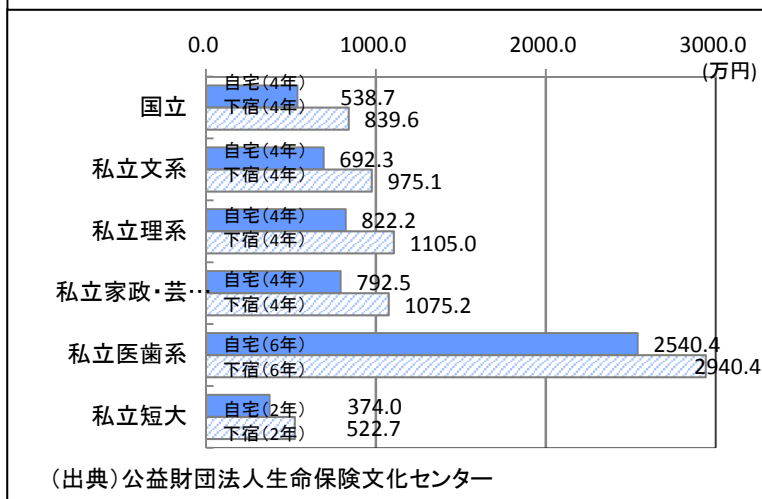


（出典）平成25年「教育指標の国際比較」、平成26年「諸外国の教育統計」より作成

④ 私立大学に対する教育支援の必要性

人文・社会科学の発展を勘案すれば、国公私立の大学全体に目配りした政策が必要となる。少なくない研究者が企業等に所属する自然科学系とは異なり、人文・社会科学の研究に携わる者の圧倒的多数は大学に所属しているからであり³⁵、学生・教員ともに私立大学の占める比重が高いからである³⁶（別表 6）。

【表 6】大学卒業までにかかる経費（平成 24・25 年度）



³⁴ 佐藤学『専門家として教師を育てる—教師教育改革のグランドデザイン』岩波書店、2015 年表 3、表 4 の「教師の教育レベル別の生徒の割合（国際比較）」12-13 頁 を参照。

³⁵ 日本の研究者の 37.1%は大学、58.4%は産業に属しているが、企業等に属する研究者のうち、人文・社会科学分野は 1.1%に過ぎない（『科学技術要覧（平成 28 年版）』より、2015 年のデータ）。

³⁶ 理学・工学の本務教員の 54%が国立大学、26%が私立大学に所属しているのに対して、人文・社会科学では 22%が国

参照基準が主として教育内容・カリキュラムの策定に関わる質保証システムであるのに対し、学生対教員比率（ST 比）の改善や学生の経済的負担の軽減もまた、教育の質向上には不可欠である。とりわけ高等教育の機会を拓ける役割をはたしてきた私立大学は、学生に大きな経済的負担を強いており（表 6）、貧困学生の存在は社会問題となっている。教員の間で高い ST 比が問題化して久しい（表 7）。給付型や無利子貸与型の奨学金を増やし、経済的理由による中途退学や留年を防ぐ対策が早急に講じられなければならない。

【表 7】私立大学等経常経費補助と国立大学運営交付金の格差 ³⁷			
* 2017 年度(平成 27 年度)学校基本調査, 2015 年度文部科学省予算案主要事項から作成。 「学校数」には短期大学を含む。「学生数」には、大学については学部学生のほか大学院・専攻科・本科の学生及び聴講生・研究生等を含め、短期大学については本科学生のほか専攻科・本科の学生及び聴講生等を含む。 (出典)「私立大学政策提言 2016(中間まとめ)」2016 年 6 月 日本私立大学教職員組合連合(日本私大教連)			
<2015 年度>	私立大学	国立大学	私立 : 国立
国庫支出額(億円)	経常費補助 3,153	運営費交付金 11,006	1 : 3.5
学校数(校)	932	86	10.8 : 1
1校当たり額(億円)	3.4	128	1 : 37.8
学生数(人)	2,226,367	610,802	3.6 : 1
1人当たり額(万円)	14.2	180.2	1 : 12.7

(4) 若手研究者と女性研究者の支援を本格化させる

① 若手研究者に対する支援

人文・社会科学系の若手研究者にとって、常勤ポストの任期付ポストへの転換、及び非常勤ポストの削減は、研究者生命を脅かす深刻な問題である。基盤的経費の削減と併行して進められる大型プロジェクト資金によって採用されるポストは、任期付きが圧倒的に多い。そこではおもに若手研究者が採用され、一見、若手支援の機能を果たしているかのように思われる。しかしながら、人文・社会科学の場合、プロジェクトベースの採用は若手研究者を二重の困難に直面させている。第 1 に、若手を採用できる大型プロジェクトが、自然科学系、生命科学系に比べて、人文・社会科学系では極端に乏しい。文理融合型のプロジェクトにおいても、「一定の専門的スキルをもった研究補助者」という曖昧な役割のもと、人文・社会科学系本来の専門性を発揮できずに疲弊してしまうケースが続出している。第 2 に、長期的視野に立った研究を基盤とする人文・社会科学系で、数年任期の採用では成果を出しづらく、安定したポストの確保につながりにくい。

他方、今日の大学、とりわけ ST 比の高い私立大学の人文・社会科学系学部は、その教育活動の大きな部分を非常勤講師に依存している。非常勤講師を務めている者の中

立大学、72%が私立大学となっており、人文・社会科学においては私立大学の比重が顕著に大きい（『学校教員統計調査（平成 25 年度）』）。大学院博士課程では、人文・社会科学の学生の 49%が国立大学、46%が私立大学である（『文部科学統計要覧（平成 27 年版）』）。

³⁷ 平成 27 年度（2015 年度）予算において、私立大学等経常経費補助金が 3,153 億円であるのに対し、国立大学法人運営費交付金は 1 兆 1,006 億円であり、実額でおよそ 3.5 倍の開きがある。私立大学が学校数・学生数とも 7 割以上を占めていることを加味すると、極めて大きな格差がある。

には、常勤職を得られていない若手研究者が少なくない。彼らは、研究者として成長すべき重要な時期に、安い時間単価のポストをかけもちして生活を支えているのが現状である。しかも、近年では、人件費抑制のあおりをうけて、非常勤ポストが大幅に削減される傾向にあり、生計維持の危機に立たされている若手研究者も少なくない。

以上のように、若手研究者に安定的ポストを確保できるよう、まずは国が大学等の基盤的経費を保障しなければならない。一方、各大学においては、低賃金の非常勤講師に依存する大学経営のあり方を自明視せず、克服すべき構造的問題ととらえて、常勤ポストの確保や非常勤講師の待遇改善に努める必要がある。また、国と大学が協力して常勤職と非常勤職の賃金格差是正に早急に取り組むべきである³⁸。

② 女性研究者に対する支援

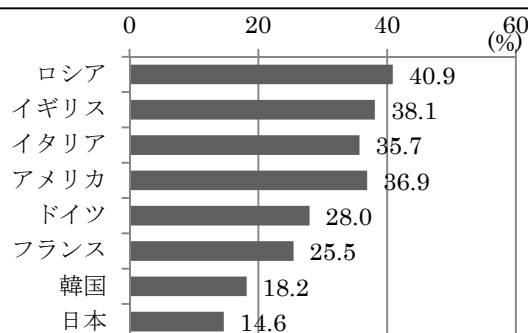
指導的地位の女性比率を「2020年までに30%」とする目標（いわゆる「202030目標」）が設定されたのは、平成15年（2003年）であった。第3次男女共同参画基本計画（平成22年）では、新たな目標として「大学の教授等（講師以上）に占める女性の割合を平成32年までに30%とする」が定められた。しかしながら、日本における女性研究者比率は、諸外国と比べても低く（表8）、達成のハードルは高いように見える。しかし、じつは人文・社会科学系では女性研究者比率は高く、30%を超えている分野も少なくない（別表7）。そのこともあって、女性研究者に対する支援は自然科学系に偏りがちであり、人文・社会科学系の女性研究者が直面している問題が見えづらくなっている。今後は、全体的・包括的な女性研究者支援策をいっそう強化する必要がある。

第1の課題は、職階格差の解消である。人文・社会科学系の女性教員比率は順調に上昇傾向にあり、自然科学系に比べると職階格差は縮小傾向にある。しかし、職階が上がるほど女性が少ないなど格差はなくなっていない（表9）。また、研究生活か家庭生活かの選択を迫られ、結婚や出産を断念せざるをえない女性研究者は人文・社会科学系にも少なくない。大学等研究機関が率先して、ワークライフバランスの実現に努力しなければならない³⁹。

第2の課題は、学協会役員の女性比率の上昇である。人文・社会科学系では女性会員比率は高いものの、学協会における役員の女性比率が一般に低く、女性会員数の比率と対応していない⁴⁰。ロールモデルとなるべき女性役員の不在は、若手女性研究者の

【表8】女性研究者比率（2013年）

（出典）Main Science and Technology Indicators、
Science and Engineering Indicators 2016より作成



³⁸ 非常勤講師の待遇改善は進んでいない。国大協調査（平成27年[2015年]）を参照。

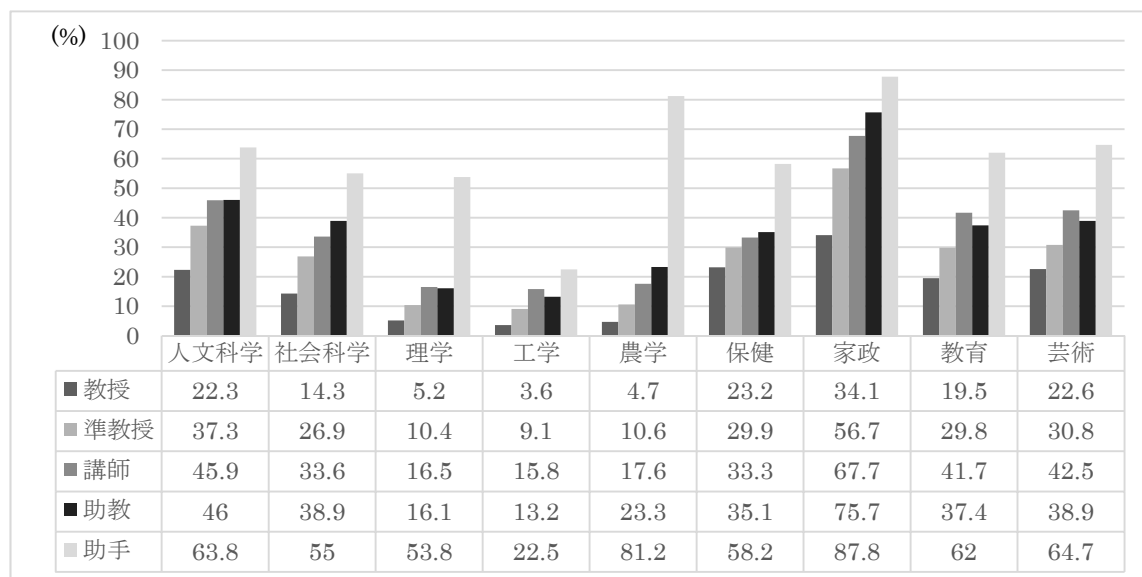
³⁹ 日本学術会議男女共同参画分科会「（提言）科学技術における男女共同参画」（平成27年[2015年]12月）を参照。

⁴⁰ 日本学術会議登録学協会の公開データ（会員数・役員数）を参照。

意欲を削ぐ結果をもたらす。各学協会で役員の女性比率についての目標値を定めるなどの対策を早急に講じるべきである。

【表 9】 分野別・職階別女性研究者の比率

(出典) 内閣府『男女共同参画白書』平成 27 年版より作成



(5) 総合的学術政策の構築をはかる

① 「学術白書（仮称）」の作成・公表

大学等の研究機関は、税金を重要な財源の一つとして学術研究を保障されている以上、日本における学術の現状と課題を事実に基づいて明らかにし、広く国民に情報公開したうえで、必要に応じて国民の評価を仰がなければならない。そのためには、人文・社会科学と自然科学を含めた学術の全領域に渡る「学術白書（仮称）」の作成が必要である。「学術白書」の作成にあたっては、政府（文部科学省）が主幹として作成責任をもつとはいえ、大学等の研究機関及び日本学術会議や各分野の学協会が資料作成や情報提供に積極的に協力するべきであり、政府では全体を捉えきれない学術関連の機関・団体のすべてが共同で取り組む必要がある。

「学術白書」の内容としては、上述したような諸課題の達成状況評価をはじめ、研究と研究者養成、教育と進路、研究を支える基盤、男女共同参画を含むダイバーシティなどをめぐる学術の現状分析が、国際比較とともに盛り込まれなければならない。また、白書は、国や分野を超えた研究者間の対話、学生・大学院生・高校関係者との対話、政策決定機関・資金配分機関・メディア関係者との対話など、多面的・多層的な場をつうじて対話を行う「学術のフォーラム」としての機能をも果たすよう、文体や表現、構成の工夫が望まれる。

② 総合的学術政策の推進と根拠法の制定

日本では、人文・社会科学を含む学術全体を視野に入れた国の総合的政策は存在しない。科学技術の振興に関する施策の基本事項を定めた科学技術基本法は「人文科学

のみに係るものを除く」⁴¹としており、同法にもとづいて策定される科学技術基本計画は、基本的には自然科学およびそれに基礎づけられた技術を念頭に置いている。人文・社会科学については、「文理連携」などの観点から断片的に言及されるにすぎず、同じく、科学・技術の発展と直接結びつきにくい自然科学の基礎的研究も周縁的な位置づけにとどまる。第5次科学技術基本計画においては、科学と社会との関係に従来よりも注意が払われているものの、人文・社会科学及び自然科学の基礎研究を正面から位置づけた振興策は依然として不在である。

この状態に対して、日本学術会議は再三にわたって総合的な学術政策、新しい学術体系の構築の必要性を指摘してきた。冒頭で挙げた2001年声明、2010年提言のほかにも、「新しい学術の体系—社会のための学術と文理の融合」（平成15年[2003年]）では、19世紀に制度化された「科学のための科学」の学術体系から「人間と社会のための科学」に適合した学術体系への転換・移行を論じた⁴²。最近では、「限界状況に近づきつつあるとされる地球環境の保全と持続可能な地球社会の実現」のための国際プログラムであるFuture Earth推進を目指して、自然科学と人文・社会科学の学際的研究に加え、科学コミュニティと社会との連携・協働による「超学際(transdisciplinary)」研究の必要性が提唱されている⁴³。

このように、21世紀社会において、「科学技術基本法に基づく科学技術の推進」ではおさまりきれない多くの問題が発生し、それらを議論する必要があることはあまりにも明らかである。人文・社会科学の振興は、学術全体の総合的かつ調和的な発展を展望して政策化されるべきである。総合的な学術政策の立案・遂行には、根拠法があることが望ましい。たとえば、従来から提案されている「学術基本法（仮称）」⁴⁴は、有力な選択肢の一つであろう。あるいは、科学技術基本法を改正して「総合科学技術基本法（仮称）」とし、「人文科学のみに係るものを除く」との但し書きを削除して人文・社会科学も組み込むという方向性をより明確に示すことも検討に値する。このような総合的な学術政策の検討及び制定に向けて、日本学術会議は今後とも積極的に協力したい⁴⁵。

⁴¹ 科学技術基本法における「人文科学」とは、本提言で言う「人文・社会科学」を指している。

⁴² 「新しい学術の体系—社会のための学術と文理の融合」（平成15年[2003年]6月）。

⁴³ 「（提言）持続可能な地球社会の実現をめざして—Future Earth（フューチャー・アース）の推進」（平成28年[2016年]4月）。

⁴⁴ 「学術基本法（仮）」については、石井紫郎『「学術基本法」の制定を目指して』日本学術振興会『学術月報』61巻3号（通号760号）、丸善、平成16年[2004年]3月、162-164頁を参照されたい。

⁴⁵ 「学術基本法（仮称）」と科学技術基本法との関連については、今後の検討事項の一つである。なお、日本学術会議は、「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」（平成22年[2010年]8月）と題する勧告を行なった。そこでは、「法における『科学技術』の用語を『科学・技術』に改正し、政策が出口志向の研究に偏るという疑念を払拭するとともに、法第1条の『人文科学のみに係るものを除く。』という規定を削除して人文・社会科学を施策の対象とすることを明らかにし、もって人文・社会科学を含む『科学・技術』全体についての長期的かつ総合的な政策確立の方針を明確にすること」を求めた。この主張には、いまだに十分な考慮が払われているとはいえない。

<別表>

【別表 1】 学術研究予算

(出典) 総務省「科学技術調査結果の概要」(平成27年)

区分		研究費(億円)	対前年度比(%)	構成比(%)
総数		36962	-0.1	100
組織	国立	15454	-0.3	41.8
	公立	2216	6.7	6
	私立	19291	-0.6	52.2
学問	自然科学部門	24274	-0.1	65.7
	理学	3400	-4.6	9.2
	工学	7582	-5.8	20.5
	農学	1532	3.9	4.1
	保健	11760	4.8	31.8
	人文・社会科学部門	8479	-0.7	22.9
	文学	2144	-3.3	5.8
	法学	135	-1.2	2.8
	経済学	2498	-2.3	6.8
	その他の人文・社会科学	2802	3.1	7.6
	その他	4209	1.5	11.4
	家政	775	5.8	2.1
	教育	1871	0.5	5.1
	その他	1562	0.7	4.2

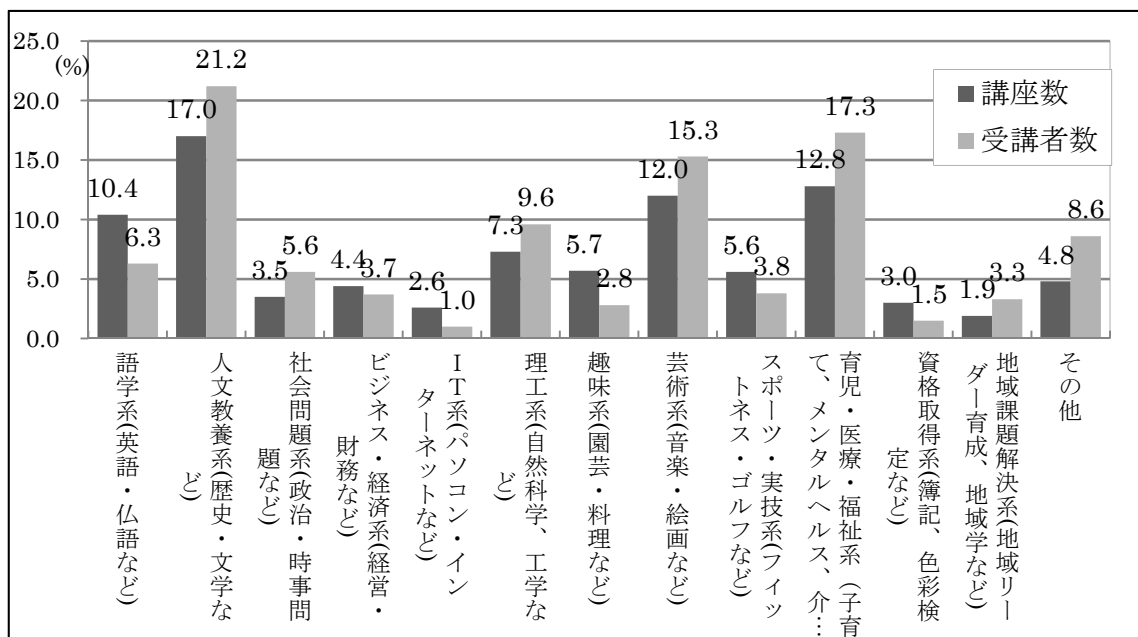
【別表 2】 これまでに整備したコレクション

コレクション名	契約大学数
HCPP: House of Commons Parliamentary Papers (19/20 世紀 英国下院議会文書データベース) 1801-2004 年の英国下院議会文書(法案、議院文書、コマンドペーパーほか)	83 大学
18 th HCPP: 18c Parliamentary Papers (18 世紀 英国上院・下院議会文書データベース) 1660-1834 年の英国上院・下院議会文書(法案・法令、議事速記録、日誌ほか)	90 大学
MoMW-I: The Making of the Modern World (ゴールドスミス・クレス両文庫 社会科学系学術図書データベース) 英国の著名な経済学者ハーバート・フォックスウェルが収集した社会経済学史の書籍・定期刊行物 6.1 万点 (1450-1906 年)	70 大学
MoMW-II: The Making of the Modern World, Part II: 1851-1914 (セリグマン・ゴールドスミス両文庫 経済学史コレクション) MoMW-I に加えて、20 世紀初頭までに刊行された 5 千点の追加書籍など	61 大学
ECCO: Eighteenth Century Collections Online (オンライン版 18 世紀英国・英語圏刊行物集成) 1701-1800 年に英国およびその植民地で刊行された(または英語で記述された)印刷物約 20 万巻(書籍、聖書、広告、手引書、楽譜、年鑑など)	56 大学
EEBO: Early English Books Online (初期英語書籍集成データベース) 1473-1700 年に英国で刊行された(または英語で記述された)書籍約 13 万点	11 大学

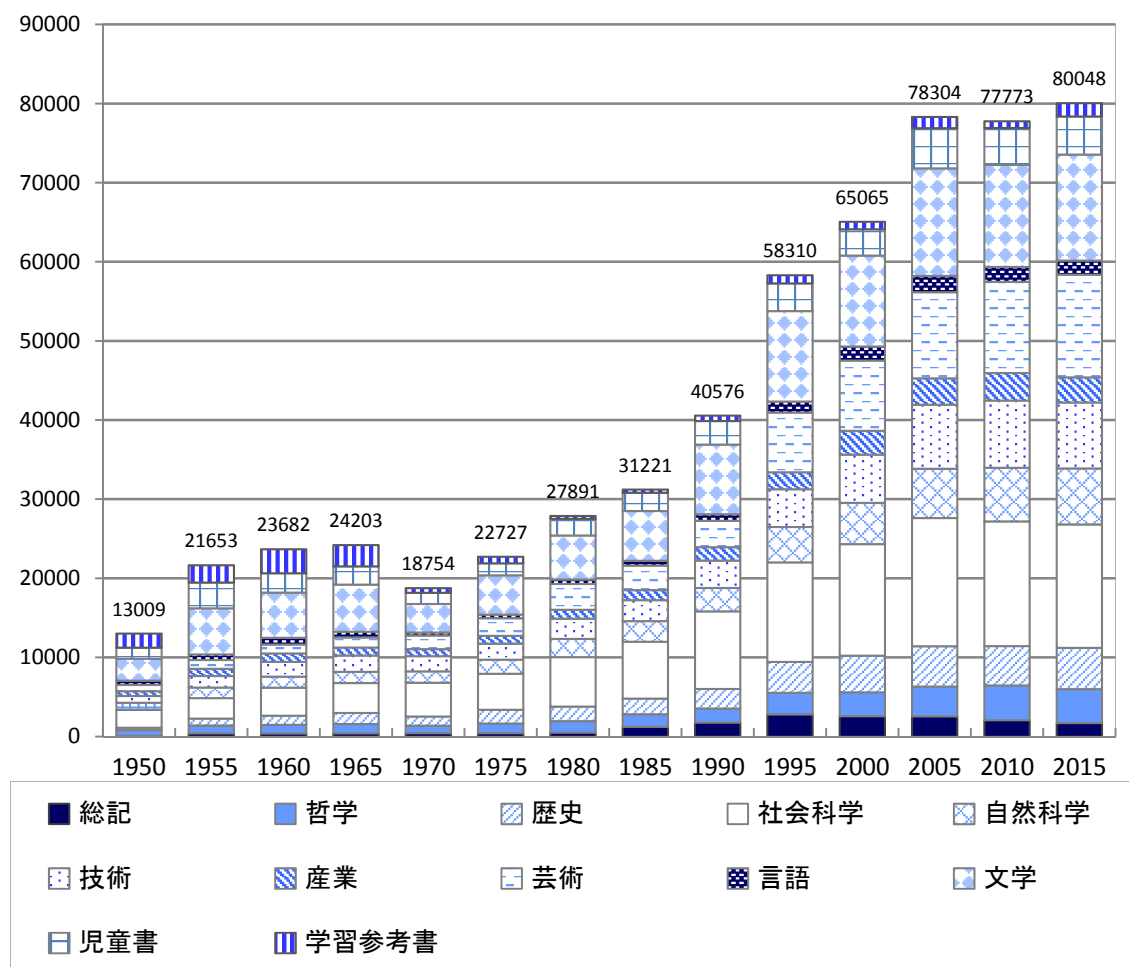
(注) 大学図書館コンソーシアム連合(通称、JUSTICE)と国立情報学研究所が連携し、人文・社会科学系電子コレクションの共同整備プロジェクトを進めてきた。上記表は、これまでの整備対象である。その仕組みは、JUSTICE が整備コレクションの選定と版元との交渉を行ったうえ、価格等の契約条件を確定する、国立情報学研究所は、財政支援と同時に、コレクションを国内にアーカイブするためのシステムを提供する、そして、大学図書館は、大幅な割引価格で版元と契約を結び、学内利用者への提供を行うというものである。<http://reo.nii.ac.jp/>を参照。

【別表 3】生涯学習における関心分野

(出典) 文部科学書「平成 26 年度開かれた大学づくりに関する調査報告書」

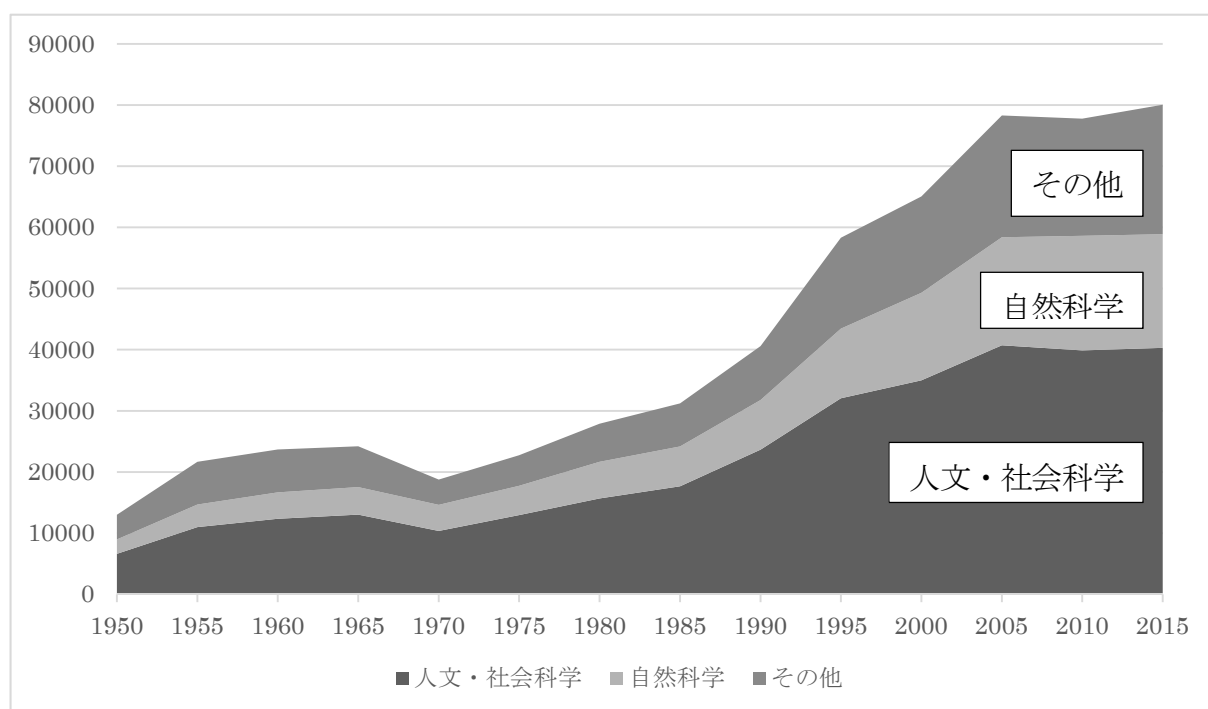


【別表 4】①書籍の出版点数（日本 10 進分類法による）



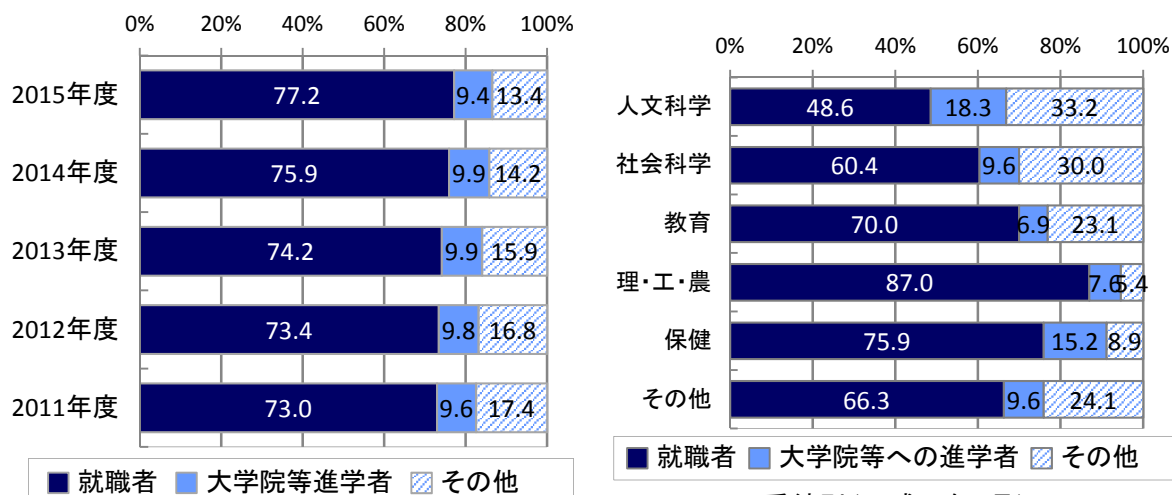
(出典) ※出版ニュース社『出版年鑑』（1951～2016 年版）より作成

②分野別出版点数の推移



(注) 前掲①表のデータをもとに、ここでは、人文・社会科学（哲学・歴史・言語・文学・社会科学）、自然科学（自然科学・技術・産業）、その他（総記・芸術・児童書・学習参考書）として分類した。

【別表5】修士課程^(注)等修了後の進路概況



経年比較
(出典)平成24～28年度「学校基本調査」より作成

系統別(平成28年3月)
(出典)平成28年度「学校基本調査」より作成

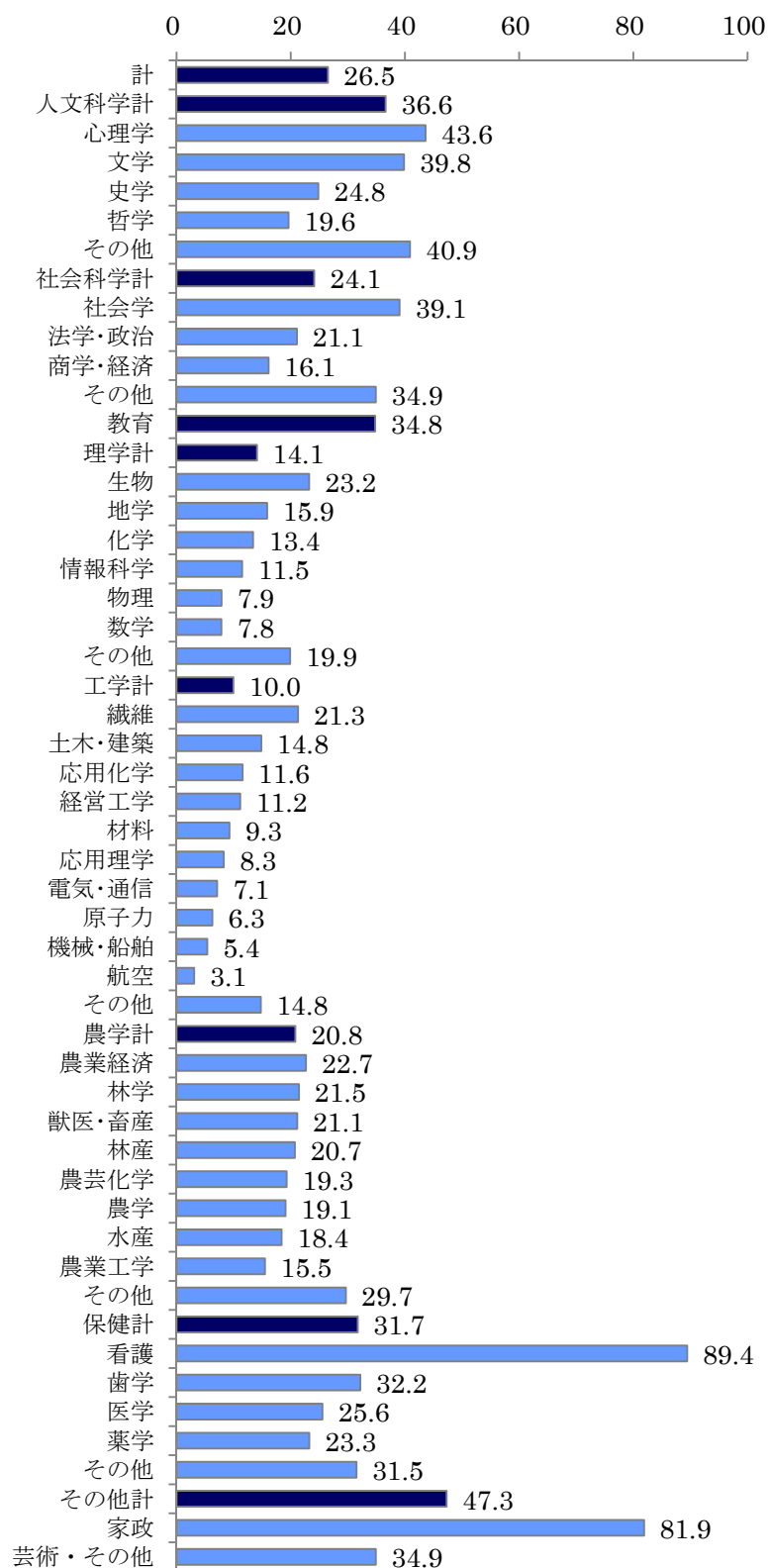
(注) ここでは、修士課程等は「修士課程」「博士課程(前期)」「医歯学、薬学、獣医学関係の4年制一貫課程」をさす。

【別表 6】分野別学生数とST比

系統	設置者	学生数	教員数(本務者+兼任者)	ST 比	系統	設置者	学生数	教員数(本務者+兼任者)	ST 比
全体		2,202,652	104,740	21	医	全体	59,871	12,574	4.8
文・人文	全体	458,665	18,304	25.1		国立大	35,400	4,202	8.4
	国立大	30,135	2,102	14.3		公立大	4,698	1,017	4.6
	公立大	21,468	1,075	20		私立大	19,773	7,355	2.7
	私立大	407,062	15,127	26.9	歯	全体	11,232	1,711	6.6
社会・国際	全体	158,257	5,519	28.7		国立大	2,054	419	
	国立大	7,947	451	17.6		公立大	674	63	10.7
	公立大	8,054	543	14.8		私立大	8,504	1,233	6.9
	私立大	142,256	4,525	31.4	薬	全体	66,475	3,189	20.8
法・政治	全体	157,455	4,598	34.2		国立大	3,362	399	
	国立大	10,355	594	17.4		公立大	1,903	139	13.7
	公立大	3,768	112	33.6		私立大	61,210	2,652	23.1
	私立大	143,332	3,892	36.8	保健	全体	122,018	8,583	14.2
経済・経営・商	全体	405,910	11,569	35.1		国立大	503	83	6.1
	国立大	26,275	1,099	23.9		公立大	20,030	1,748	11.5
	公立大	17,958	584	30.8		私立大	101,485	6,752	15
	私立大	361,677	9,886	36.6	生活科学	全体	68,094	2,833	24
教育 ※国公立のみ	全体	53,917	4,593	11.7		国立大	1,320	96	13.8
	国立大	53,502	4,552	11.8		公立大	1,773	142	12.5
	公立大	415	41	10.1		私立大	65,001	2,595	25
理	全体	53,164	3,402	15.6	芸術・スポーツ科学	全体	99,273	4,590	21.6
	国立大	17,643	1,691	10.4		国立大	3,296	253	13
	公立大	6,180	502	12.3		公立大	5,385	764	7
	私立大	29,341	1,209	24.3		私立大	90,592	3,573	25.4
工	全体	335,888	15,688	21.4	総合・環境・人間・情報	全体	77,750	3,254	23.9
	国立大	82,437	5,490	15		国立大	3,136	369	8.5
	公立大	17,540	1,267	13.8		公立大	7,023	373	18.8
	私立大	235,911	8,931	26.4		私立大	67,591	2,512	26.9
農	全体	74,683	4,333	17.2	※ST 比＝学生数/教員数				
	国立大	26,168	2,399	10.9	※本務者が 10 人以下の場合は「ST 比」を空欄としている				
	公立大	3,492	347	10.1					
	私立大	45,023	1,587	28.4					

(出典)「朝日新聞×河合塾共同調査 ひらく日本の大学―第 16 回 2016 年度調査結果報告」

【別表 7】 分野別の女性研究者比率



(出典) 平成 28 年度「学校基本調査」より作成

＜参考資料 1＞

日本学術会議幹事会声明「これからの大学のあり方―特に教員養成・人文社会科学系のあり方―に関する議論に寄せて」（平成 27 年[2015 年] 7 月 23 日）

文部科学大臣は、去る 6 月 8 日、各国立大学法人に対して、「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」の通知¹を行った。そこでは、国立大学法人の組織の見直しに際して「特に教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院については、18 歳人口の減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学としての役割等を踏まえた組織見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めることとする」とされている。このことがわが国における人文・社会科学のゆくえ、並びに国公立立を問わず大学のあり方全般に多大な影響を及ぼす可能性について、日本学術会議としても重大な関心をもたざるをえない。

1. 日本学術会議は、先に公表した「第 5 期科学技術基本計画のあり方に関する提言」（平成 27 年 2 月 27 日）²において、現代社会における人文・社会科学の役割について、次のように指摘した。

「今日、社会が解決を求めている様々な課題に応えるために、自然科学と人文・社会科学とが連携し、総合的な知を形成する必要があるとの認識はかつてなく高まっている。その際、現在の人間と社会のあり方を相対化し批判的に省察する、人文・社会科学の独自の役割にも注意する必要がある。自然・人間・社会に関して深くバランスの取れた知を蓄積・継承し、新たに生み出していくことは、知的・文化的に豊かな社会を構築し次世代に引き継いでいくことに貢献すべき科学者にとって、責任ある課題であることを認識しなければならない。」このように、総合的な学術の一翼を成す人文・社会科学には、独自の役割に加えて、自然科学との連携によってわが国と世界が抱える今日の課題解決に向かうという役割が託されている。このような観点からみると、人文・社会科学のみをことさらに取り出して「組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換」を求めることには大きな疑問がある。

2. 大学は社会の中にあつて、社会によって支えられるものであり、広い意味での「社会的要請」に応えることが求められている。このことを大学は強く認識すべきである。しかし、「社会的要請」とは何であり、それにいかに応えるべきかについては、人文・社会科学と自然科学とを問わず、一義的な答えを性急に求めることは適切ではない。具体的な目標を設けて成果を測定することになじみやすい要請もあれば、目には見えにくくても、長期的な視野に立って知を継承し、多様性を支え、創造性の基盤を養うという役割を果たすこともまた、大学に求められている社会的要請である。前者のような要請に応

¹ 文部科学省資料

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/062/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2015/06/16/1358924_3_1.pdf

² 日本学術会議資料 <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t209-1.pdf>

えることにのみ偏し、後者を見落とすならば、大学は社会の知的な豊かさを支え、経済・社会・文化的活動を含め、より広く社会を担う豊富な人材を送り出すという基本的な役割を失うことになりかねない。

3. 教育における人文・社会科学の役割はますます大きなものとなっている。例えば、「グローバル人材」の養成が時代の要請として語られているが、「グローバル人材」とは単に国際的な競争力をもつ人材というだけでなく、人類の多様な文化や歴史を踏まえ、宗教や民族の違いなど文化的多様性を尊重しつつ、広く世界の人びとと交わり貢献することができるような人材でなければならない。そうした人材育成において欠かすことができないのは、英語などの外国語の能力とともに、我が国及び外国の社会、文化、歴史の理解をはじめとする人文・社会科学が提供する知識とそれらに基づいた判断力、そして批判的思考力である。また、文系の学生に対しても最低限の科学・技術リテラシーが求められるのと同様に、理系の学生にとっても理系の知が働く人間的・社会的文脈についての理解が不可欠であることは、科学・技術に関わる近年の様々な出来事が示すとおりである。総じて、現代世界において次々に生起する一義的な正解の存在しない諸問題について、学際的な視点で考え、多様な見解を持つ他者との対話を通して自身の考えを深めていく力が学生たちに求められている今、教育における人文・社会科学の軽視は、大学教育全体を底の浅いものにしかならないことに注意しなければならない。

4. 教員養成系学部・大学院の見直しは、とりわけ、18歳人口の減少という見通しと関連するものと思われるが、人口動向は教員養成に対する社会的需要を判断する上で重要な要素のひとつではあるものの、教育の質的向上をいかに進めるかといった他の諸条件も含めた熟慮が必要である。18歳選挙権の実現ひとつを考えても、高校までの教育の質に対する期待と要請は高まっており、それを支える教員の質と量については多面的な検討が求められる。ここでも文系・理系の別はない。現任教員の再教育等の新たなニーズを把握しつつ、国立大学の教員養成系学部・大学院の質の向上を図り、その上で必要な再編等に着手するべきである。

5. 大学は、教育の場であるとともに研究の場でもある。大学教員は、専門教育と教養教育の両面にわたって教育者としての役割を果たしつつ、研究者として学術の継承と発展の一翼をも担っている。したがって、教育の場において人文・社会科学が軽んじられ、研究者として培ってきた力を生かす場が狭められることがあるとすれば、これから研究者としての道を歩もうとする者の意欲を削ぎ、ひいてはバランスのとれた学術の発展を阻害することになりかねない。

6. 一方、人文・社会科学に従事する大学教員は、変化が著しい現代社会の中で人文・社会科学系の学部がどのような人材を養成しようとしているのか、学術全体に対して人文・社会科学分野の学問がどのような役割を果たしうるのかについて、これまで社会に

対して十分に説明してこなかったという面があることも否定できない。人文・社会科学に従事する大学教員には、社会の変化と要請を踏まえつつ、自らの内部における対話、自然科学者との対話、社会の各方面との対話を通じて、これらの点についての考究を深め、それを教育と研究の質的な向上に反映するための一層の努力が求められる。

日本学術会議は、先の提言において「大学等が今後も持続的にその役割を担い続けるためには、適切な大学等の形態やその数も含め、我が国における大学等のあり方の全体像を検討する時期にあると考えられる」としたうえで、「検討するに当たっては、大学改革が我が国の将来に多大な影響を及ぼすことを十分に認識し、長期的な展望、百年の計を持って立案することが強く望まれる」と指摘した。日本学術会議はこれまで、分野ごとに「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」を作成して公表する³など、大学教育のあり方についても発言してきた。さらに現在、「学術振興の観点から国立大学の教育研究と国による支援のあり方を考える検討委員会」を設け、審議を行っているところである⁴。特に、この審議を通じて、人口減少社会、国家財政の再建の必要等の現下の課題と国公立大学の役割分担についての考察を踏まえた大学のあり方に関する考えを提示する所存である。

2015 年 7 月 23 日

日本学術会議幹事会

会長	大西 隆
副会長	向井 千秋
同	井野瀬 久美恵
同	花木 啓祐
第一部長	小森田 秋夫
同 副部長	杉田 敦
同 幹事	小松 久男
同 幹事	恒吉 僚子
第二部長	長野 哲雄
同 副部長	大政 謙次
同 幹事	石川 冬木
同 幹事	福田 裕穂
第三部長	相原 博昭
同 副部長	土井 美和子
同 幹事	大野 英男
同 幹事	川合 眞紀

³ 日本学術会議報告一覧（「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」に関するものも随時掲載）
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-16.html>

⁴ 「学術振興の観点から国立大学の教育研究と国による支援のあり方を考える検討委員会」構成員、開催状況等
<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kokudaikyoiku/kokudaikyoiku.html>

＜参考資料２＞

日本学術会議幹事会声明「人文・社会科学系のあり方に関する声明への賛同・支援への謝意と大学改革のための国民的合意形成に向けての提案」（平成 27 年[2015 年]10 月 15 日）

1. 人文・社会科学問題に関するその後の経過と要望

日本学術会議幹事会が、去る 6 月 8 日の文部科学大臣通知¹（以下「通知」という。）を受けて 7 月 23 日に公表した幹事会声明「これからの大学のあり方—特に教員養成・人文社会科学系のあり方—に関する議論に寄せて」²に対して、ISSC（国際社会科学評議会）からのメッセージをはじめとして、国内外諸団体から多くの御意見を頂戴した。それらの多くは、「総合的な学術の一翼を成す人文・社会科学には、独自の役割に加えて、自然科学との連携によって我が国と世界が抱える今日的課題解決に向かうという役割が託されている。このような観点からみると、人文・社会科学のみをことさらに取り出して『組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換』を求めることには大きな疑問がある」という幹事会声明に賛意を示したものであり、ここで改めて感謝したい。

一方で、文部科学大臣や文部科学省は、その後、通知に対する大学等の関係機関の捉え方と大臣や同省の本意との間に乖離があることを様々な機会に表明してきた。9 月 18 日には、同省高等教育局長が日本学術会議幹事会に出席し、「新時代を見据えた国立大学改革」³と題する文書を配布した上で、この件について説明した。この文書は、文部科学省は人文・社会科学系学部・大学院を廃止し、社会的需要の高い自然科学系分野に転換すべきだと考えているのではないか、あるいは人文・社会科学系の学問は重要ではなく、すぐに役立つ実学のみを重視しようとしているのではないかという通知の受け止め方を否定した上で、「廃止」については教員養成系のいわゆる「新課程」を対象としたものと例示する一方、各国立大学に「社会的要請の高い分野への転換」に取り組むよう求めている。これらの説明を通じて、日本学術会議幹事会としては、通知の背後にある文部科学省の考えを理解したところである。ただ、通知の文言そのものからこのような趣旨を読み取することは困難である。このため、通知を読んで我が国の高等教育行政における人文・社会科学系の位置付けに不安や疑問の念を抱いた国内外の方々も多く、そのことは諸メディアの報道にも表れている。したがって、文部科学省においては、上記のような同省の真意を述べた文書等を国内外に示しつつ、引き続き丁寧に説明されるように要望したい。

2. 高等教育機関が抱える問題の認識

¹ 文部科学省資料

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/062/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2015/06/16/1358924_3_1.pdf

² 日本学術会議資料 <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-kanji-1.pdf>

³ 文部科学省資料

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/10/01/1362382_2.pdf

その上で、日本学術会議は、今回の通知やそれに関連して行われた議論を通じて、現在の我が国の高等教育の抱えるいくつかの重要な問題が浮かび上がってきたことに着目し、これを高等教育の改善と強化を図る契機とすることが重要と考える。

機を同じくして、本年も我が国の研究者がノーベル生理学・医学賞、同物理学賞を受賞した。平成 12 年以降、米国に次いで多くのノーベル賞受賞者を輩出していることは、我が国の科学研究の高い水準と研究者の層の厚さを示すものであり、学術研究と人材育成に関する産学官の努力と国民の支援が結実したものである。他方、近年、世界の学術研究が急速に発展する中で、我が国の研究教育環境が劣化し、それが、我が国の高等教育に対する国際的な評価の低下を招くことになるのではないかという懸念が各方面から表明されている。言うまでもなく、高い研究力と優れた人材育成環境を維持していくことが、我が国の発展にとって極めて重要である。

日本学術会議は、我が国の高等教育が抱える重要な問題を以下のように認識する。

第 1 に、先の幹事会声明の「6. 8」で言及した人文・社会科学における質的向上の必要は、同分野に止まるものではない。すなわち、人文・社会科学、生命科学や自然科学・工学の分野を含む、我が国の人材育成には、グローバル化への対応、リベラルアーツと専門科目によつて的確に構成された学部・大学院のカリキュラムと学習の達成目標の設定や評価方法の採用等において課題がある。さらに研究においても、基礎と応用や実用との間の区別と連関に関する社会的共通理解の不足等の課題をなお抱えている。我が国の大学において、今後速いテンポでこうした課題に対処するための改革を進めて、国内外の学生が自分の学修の目標と達成度を認識することができ、真の意味で社会に有用な人材が育ち、さらに研究成果が社会に還元されるように、高等教育機関を研究と教育の国際的な拠点として強化していくことが求められている。

第 2 に、この通知は、第 3 期中期目標・中期計画の内容に関する文部科学省の要求という位置付けであったことから、国立大学に対する運営費交付金の配分を方向付ける文書として関心を集めた。第 1 で述べた改革を実行していく過程で、国立大学への運営費交付金、私立大学への助成金、その他の高等教育への国の資金、大学に所属する研究者を含む科学・技術の研究者への研究資金等を、少なくとも今後一定の期間においては安定的に確保することが、各大学による自主的な改革を進める上で不可欠である。特に、国立大学運営費交付金のこれまでの経過を振り返れば、毎年 1% ずつ削減されることによって、大学における教育・研究そのものに支障を来している。その結果、肝心の改革が停滞したり、若い有為な人材を登用することが次第に困難になってきたりしている。これを防ぐためには、厳しい国家財政の中でも国民の合意を得ながら、改革を可能とする財源の確保が必要である。

第 3 に、大学改革にあたっては、目先の実用性に目を奪われるのではなく、幅広い教養と優れた専門性を備えグローバルな視野を持った人材を育成することが必要である。このことは、例えば、国立大学協会が発表した「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」⁴（9 月 14 日）に示されているばかりではなく、経済界においても、例えば日本経団連が先述の通知に関連して出した文書において「学生がそれぞれ志す専門分野の知識を修得するとともに、留学をはじめとする様々な体験活動を通じて、文化や社会の多様性を理解することが重要」（日本経済団体連合会「国立大学改革に関する考え方」⁵9 月 9 日）としている。したがって、学術界のみならず、大学卒業生の多くが職を得る産業界との対話を含んだ幅広い場において、大学のあり方について議論し、合意を形成することが必要である。

3. 大学改革に向けた提案

このような認識から、日本学術会議は、既に設置している「学術振興の観点から国立大学の教育研究と国による支援のあり方を考える検討委員会」において、大学のあり方に関する提言を行うために審議を継続する所存である。同時に、その途中の段階でも主要な論点を公表し、国民的な議論を起し、グローバル時代に必要な人材を送り出し、優れた研究成果を生み出す高等教育機関のあり方を模索することが必要と考える。日本学術会議は自らこのような活動を行うとともに、関係機関（（1）、（3））及び政府（（2）、（4））に対して以下のことを提案する。

（1） 高等学校・高等専門学校卒業生はもとより、社会人にとってもより魅力的な大学となるための学修内容や学部・学科構成のあり方、及び大学の研究成果が基礎、応用、実用のそれぞれの段階でより社会の発展に資するものとなるためのあり方、さらにグローバル時代に世界の学生や研究者が魅力を感じる教育研究組織となるための我が国の大学のあり方等について、大学・学術界、産業界、一般の方々が自由に意見を交わして合意を形成するための議論の場を設置すること。

（2） 政府は、上記議論の場から得られる提言を可能な限り尊重し、実施していくこと。その際に、厳しい国家財政の下で、年金・医療等の高齢社会に対応した財政支出と高等教育を含む次世代の育成に対応した財政支出にどのように資源配分を行うかを含めて、国民的議論を促すこと。

（3） 国公立を問わず、各大学は、積極的にこうした議論に参加して、得られた成果をもとに自ら改革を実現していくこと。

⁴ 国立大学協会資料 <http://www.janu.jp/news/files/20150615-wnew-actionplan2.pdf>

⁵ 日本経済団体連合会資料 <https://www.keidanren.or.jp/policy/2015/076.html>

（４）こうした改革が行われる間（概ね第３期中期目標・中期計画の６年間）、政府は、大学への国の財政的支援を充実し、自主的な大学改革の実施が可能となるような環境を整えること。

日本学術会議は、以上の提案の実現を通じて、我が国における人材育成と科学研究の改善と持続的発展を目指すものである。

2015 年 10 日 15 日

日本学術会議幹事会

会長	大西 隆
副会長	向井 千秋
同	井野瀬 久美恵
同	花木 啓祐
第一部長	小森田 秋夫
同 副部長	杉田 敦
同 幹事	小松 久男
同 幹事	恒吉 僚子
第二部長	長野 哲雄
同 副部長	大政 謙次
同 幹事	石川 冬木
同 幹事	福田 裕穂
第三部長	相原 博昭
同 副部長	土井 美和子
同 幹事	大野 英男
同 幹事	川合 眞紀

＜参考資料３＞

国立大学法人 17 大学人文系学部長会議共同声明（平成 27 年 10 月 9 日）

文部科学大臣 殿

平成 27 年 10 月 9 日

文部科学省は、去る 6 月 8 日、各国立大学法人に対して「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」の通知を発出し、「特に教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院については、18 歳人口の減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学としての役割等を踏まえた組織見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めることとする」とした。

この通知をめぐっては、日本学術会議幹事会声明「これからの大学のあり方―特に教員養成・人文社会科学系のあり方―に関する議論に寄せて」（7 月 23 日）、日本経済新聞朝刊記事「大学を衰弱させる「文系廃止」通知の非」（7 月 29 日）、日本経済団体連合会「国立大学改革に関する考え方」（9 月 9 日）等、各方面から反発や批判の声が高まっている。

こうした中、9 月 18 日には、日本学術会議幹事会における文部科学省説明資料として、「新時代を見据えた国立大学改革」という、先の通知を若干修正する内容の文章が高等教育局から出され、文部科学省の HP に掲載された。しかしながら「組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換」という方針についての変更はない。

人文社会科学系学部・大学院のみをことさら対象にし、「ミッションの再定義」に込めようとしている国立大学法人に対して「組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換」を迫ることには大きな疑問を抱かざるを得ない。人文社会科学の学問は社会の基盤形成に寄与するものであり、教育研究における人文社会科学の軽視は、わが国における人的基盤を根底から揺るがしかねない。また、全国的な高等教育の機会均等の観点からも、地方国立大学の存在意義は大きい。この文部科学省の見解に対しては、国立大学法人 17 大学人文系学部長会議として強く抗議する。

国立大学法人が、その強み・特色・社会的役割を踏まえながら、これからの時代の新たなニーズと真摯に向き合い、それぞれの大学の個性や特色にあった機能強化を進めていかなければならないことは当然である。文部科学省は、人文社会科学の存在意義を踏まえ、一律に人文社会科学系学部・大学院の改革を迫るのではなく、それぞれの大学の特性に応じて柔軟に支援していくことを強く要望する。

国立大学法人 17 大学人文系学部長会議

弘前大学人文学部長 今 井 正 浩

岩手大学人文社会科学部長 横 山 英 信

山形大学人文学部長 北 川 忠 明

福島大学行政政策学類長 久 我 和 巳

茨城大学人文学部長 佐 川 泰 弘

埼玉大学教養学部長 高 木 英 至
富山大学人文学部長 大工原 ちなみ
信州大学人文学部長 吉 田 正 明
静岡大学人文社会科学部長 今 野 喜和人
三重大学人文学部長 後 藤 基
島根大学法文学部長 吹 野 卓
山口大学人文学部長 根ヶ山 徹
徳島大学総合科学部長 平 井 松 午
愛媛大学法文学部長 西 村 勝 志
高知大学人文学部長 吉 尾 寛
鹿児島大学法文学部長 平 井 一 臣
琉球大学法文学部長 浜 崎 盛 康

＜参考資料４＞審議経過

平成 27 年

- 7 月 17 日 第一部人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会（第 1 回）
 - ・ 役員の選出
 - ・ 今後の審議の進め方について審議
- 7 月 31 日 公開シンポジウム（第 1 回）「人文・社会科学と大学のゆくえ」（於：日本
学術会議講堂）
- 9 月 1 日 第一部人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会（第 2 回）
 - ・ 人文社会科学の振興について審議

平成 28 年

- 5 月 20 日 第一部人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会（第 3 回）
 - ・ 第一部文書についての検討
- 6 月 17 日 第一部人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会（第 4 回）
 - ・ 第一部文書についての検討
 - ・ 第 2 回シンポジウムについての審議
- 8 月 10 日 公開シンポジウム（第 2 回）「続 人文・社会科学と大学のゆくえ」（於：
日本学術会議講堂）
- 8 月 11 日 第一部部会にて、提言案を審議
- 9 月 26 日 第一部人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会（第 5 回）
 - ・ 分科会報告とりまとめについて審議
 - ・ 人文科学振興の今後の方策について審議
 - ・ 提言案について審議
- 11 月 23 日 第一部人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会（第 6 回）
 - ・ 提言案について審議
- 11 月 25 日 第一部拡大役員会（第 23 期・第 9 回）
 - ・ 提言案を審議
- 12 月 6 日 第一部会員全員に対し、提言案に関する意見聴取（メール会議）

平成 29 年

- 1 月 17 日 第一部会員全員に対し、提言案に関する意見聴取（メール会議）
- 1 月 20 日 第一部拡大役員会（第 23 期・第 10 回）
 - ・ 提言案を審議
- 月○日 日本学術会議幹事会
 - ・ 提言「学術の総合的发展をめざして——人文・社会科学からの提言——」について承認

提言等の提出チェックシート

このチェックシートは、日本学術会議において意思の表出（提言・報告・回答、以下「提言等」という）の査読を円滑に行い、提言等（案）の作成者、査読者、事務局等の労力を最終的に軽減するためのものです。

提言等（案）の作成者は提出の際に以下の項目をチェックし、提言等（案）に添えて査読時に提出してください。

	項目	チェック
1. 表題	表題と内容は一致している。	○1. はい 2. いいえ
2. 論理展開 1	どのような現状があり、何が問題であるかが十分に記述されている。	○1. はい 2. いいえ
3. 論理展開 2	特に提言については、政策等への実現に向けて、具体的な行政等の担当部局を想定している（例：文部科学省研究振興局等）。	1. 部局名：文部科学省高等教育局・研究振興局 2. 特に無い
4. 読みやすさ 1	本文は 20 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）以内である。※図表を含む	○1. はい 2. いいえ
5. 読みやすさ 2	専門家でなくとも、十分理解できる内容であり、文章としてよく練られている。	○1. はい 2. いいえ
6. 要旨	要旨は、要旨のみでも独立した文章として読めるものであり 2 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）以内である。	○1. はい 2. いいえ
7. エビデンス	記述・主張を裏付けるデータ、出典、参考文献をすべて掲載している。	○1. はい 2. いいえ
8. 適切な引用	いわゆる「コピペ」（出典を示さないで引用を行うこと）や、内容をゆがめた引用等は行わず、適切な引用を行っている。	○1. はい 2. いいえ
9. 既出の提言等との関係	日本学術会議の既出の関連提言等を踏まえ、議論を展開している。	○1. はい 2. いいえ
10. 利益誘導	利益誘導と誤解されることのない内容である。	○1. はい 2. いいえ
11. 委員会等の趣旨整合	委員会・分科会の設置趣旨と整合している。	○1. はい 2. いいえ

※チェック欄で「いいえ」を記入した場合、その理由があればお書きください

記入者（委員会等名・氏名）：人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会・幹事
 三成 美保

参考： 日本学術会議会長メッセージ、「提言等の円滑な審議のために」（2014 年 5 月 30 日）。

<http://www.scj.go.jp/ja/head/pdf/140530.pdf>